

令和6年度第1回三木市総合計画策定審議会（次第）

日 時 令和6年5月31日（金）

午後2時～

会 場 三木市役所 特別会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 諮問
- 6 説明事項
 - ・三木市総合計画について
 - ・策定方針について
 - ・市民アンケート結果・分析について
- 7 協議事項
 - ・総合計画基本計画について
序論 前期の取組と新たな視点（案）について
- 8 閉会

＜配付資料＞

- ・三木市総合計画（概要版・本編）
- ・委員名簿
- ・三木市総合計画後期基本計画策定方針 …資料1
- ・市民アンケート結果・分析 …資料2
- ・計画の構成（案） …資料3
- ・序章 前期の取組と新たな視点について（案） …資料4
- ・指標・目標値 …資料5
- ・三木市総合計画策定審議会条例

総合計画策定審議会委員名簿

三木市総合計画策定審議会条例(平成19年3月30日条例第5号)より

構成	所属	役職	氏名
(1) 行政委員会の委員	三木市農業委員会	会長	大原 義弘
	三木市教育委員会	委員	石井 ひろ美
(2) 各種団体の推薦する者	三木市区長協議会連合会	会長	鷺尾 孝司
	三木市女性団体連絡協議会	理事	五本上 裕子
	三木市老人クラブ連合会	会長	西田 博之
	三木商工会議所	会頭	廣田 篤生
	吉川町商工会	会長	三村 広昭
	三木青年会議所	理事長	片山 透
	三木市連合民生委員・児童委員協議会	副会長	藤枝 聡司
	三木市社会福祉協議会	会長	植田 吉則
(3) 学識経験のある者	兵庫県立大学	教授	加納 郁也
	関西国際大学	教授	北村 浩二
	兵庫教育大学	教授	石野 秀明
(4) 市長が適当と認める者	北播磨県民局	副局長	大西 武彦
	市民公募		藤井 宏
	市民公募		秦 正雄
	市民公募		赤松 篤
	市民公募		大石 心菜
	市民公募		山本 貴美江
計 19 人 (定数 30 人以内)			

三木市総合計画後期基本計画 策定方針

三木市総合政策部企画政策課

令和5年7月

1. 策定の趣旨

三木市では、「誇りをもって暮らせるまち三木」～チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）による協働のまちづくり～をまちの将来像に掲げ、三木市総合計画（令和2年度～11年度）を策定しまちづくりを進めています。

三木市総合計画は、基本理念及び計画の方向性等を示した「基本構想」（計画期間は10年）、基本構想に基づき具体的な政策・施策を示す「基本計画」で構成されています。

基本計画は社会情勢の変化等に対応できるよう、5年で必要に応じて見直しを行うこととしており、令和7年度から後半の5年間を計画期間とする「後期基本計画」の策定を行うものです。

なお、令和11年度までを計画期間とする「基本構想」は継続となります。

2. 総合計画の構成と計画期間

（1）基本構想 【変更なし】

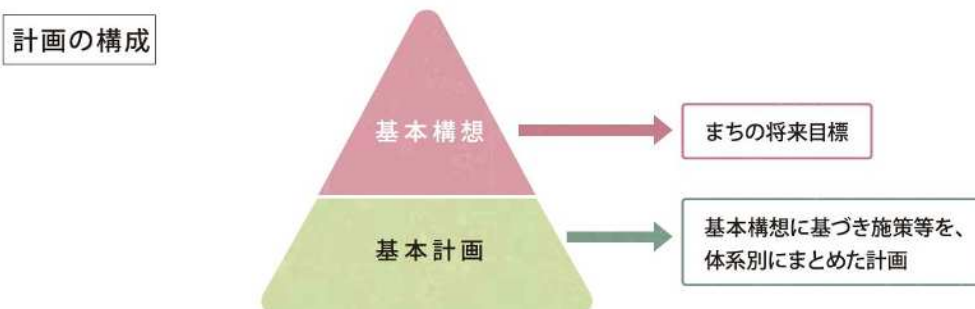
：10年間 2020（令和2）年度～2029（令和11）年度

まちの将来目標を示し、総合的にまちづくりを進めていくための基本指針です。基本構想は、2020（令和2）年度を始期とする10年間の構想であるため、この度の策定対象には含みません。

（2）基本計画 【変更対象】

：10年間（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）

基本計画は、基本構想で示したまちの将来目標を実現するため、具体的な施策や展開等を体系別にまとめた計画です。社会情勢の変化等に対応できるよう、前期・後期の5年に分け、必要に応じて見直しを行います。この度、後期5年間（2025（令和7）年度～2029（令和11）年度）についての後期基本計画を策定します。





3.基本計画策定の視点

後期基本計画は、現行の基本構想及び前期基本計画におけるまちづくりのテーマ・柱等の基本的な枠組みを継承しつつ、次の視点に基づき策定します。

(1) 社会経済情勢に即した計画づくり

社会・経済・財政状況等、本市を取り巻く環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識した上で、今後の動向にも考慮した計画を策定します。デジタル化を始めとした技術革新、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新たな日常への対応、財政健全化、民間活力の活用など、諸課題の解決策について新たな視点を反映します。

(2) 現総合計画の評価を踏まえた計画づくり

現総合計画（前期基本計画）について十分な検証を行い、市の施策の現状・達成度・課題を明確化するとともに、その評価を後期基本計画に反映します。

(3) 広範な市民の意見を反映させた計画づくり

策定過程の透明性を確保するとともに、総合計画審議会への公募委員の起用や、市民意識調査、パブリック・コメントなど、様々な形で市民の意見・意向を把握し、計画に取り入れます。

(4) 市民が共有できる計画づくり

まちの将来像として、市民・議会・企業・団体・行政が共有し、共に実践していけるような、わかりやすく、親しみやすい計画を策定します。

(5) SDGsの視点を反映した計画づくり

SDGsの基本的な視点である「誰一人取り残さない」という観点のもと、子どもから高齢者まで将来にわたって自分たちの希望する暮らしや活動を

営むことができるよう取り組みを進めるため、計画内枠組み（施策）にSDGsの目標を明記し、取組を進めます。

4. 策定体制

（１）総合計画策定審議会

様々な行政分野における有識者等で構成する「総合計画策定審議会」を設置し、市長からの諮問による後期基本計画策定に係る重要事項等に関して、総合的かつ専門的な立場から、審議いただきます。

（２）議会

策定過程において、適宜、報告を行い、最終、計画案の議決により策定となります。

（３）庁内体制

① 総合計画策定委員会

計画案については、進捗具合に応じて、適宜、総合計画策定委員会に諮ります。総合的な調整を図るため、市長を委員長、副市長を副委員長とし、教育長及び部長級の職員を委員として構成します。

② 幹事会

総合計画策定に必要な調査検討を行うため、課長級により構成します。

③ 事務局

審議会及び委員会の事務局は、総合政策部企画政策課内に設置します。事務局は、審議会、委員会及び幹事会の調整を行います。

（４）市民参画

広範な市民ニーズを計画に反映するため、次のとおり様々な手段を活用して市民の意見を求めます。

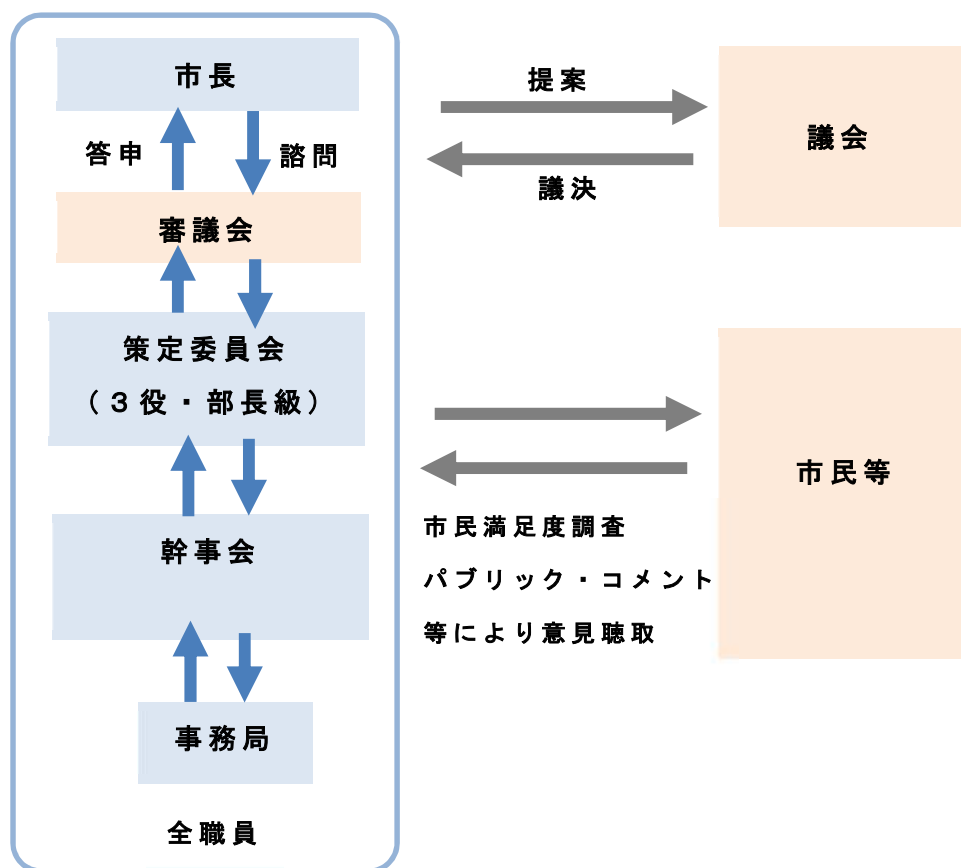
① 市民満足度調査

市内在住の１８歳以上３０００人の市民に対し、指標などに対する意識調査を行う。

② パブリック・コメント

③ その他

【三木市総合計画策定体制図】



5. 策定スケジュール

別紙のとおり

策定スケジュール

令和6年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定審議会	委嘱 諮問・第1回		第2回	第3回(予備)	答申						
基本計画		修正等			パブリックコメントの実施	バヅコメ集計・反映		議会の議決	レイアウト・印刷作業		策定
議会報告					パブリックコメントの実施について			議決			

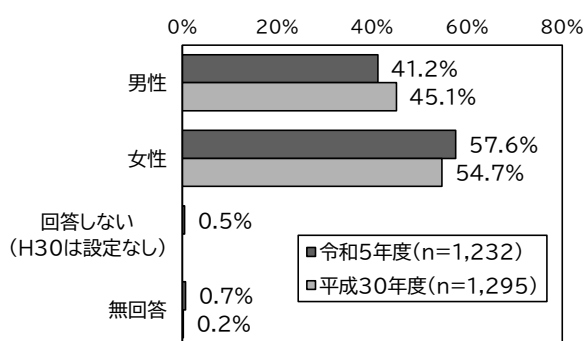
市民アンケート調査結果分析（前回平成 30 年との比較）概要

「調査概要」

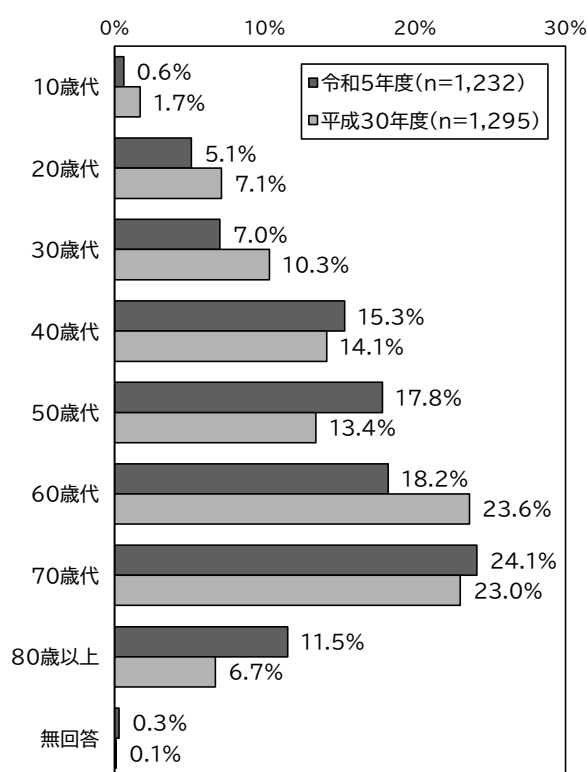
○調査については、前回（H30 年度）と同様に、市民 3,000 人に対して実施し、回収した。年代や地区別割合もほぼ同様の割合で回答を得ている。

	令和 5 年度	平成 30 年度
■ 調査期間	令和 5 年 9 月 27 日～10 月 16 日	平成 30 年 8 月 29 日～9 月 10 日
■ 調査対象	18 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）	
■ 回答者数	1,232 人	1,295
■ 回収率	41.1%	43.2%

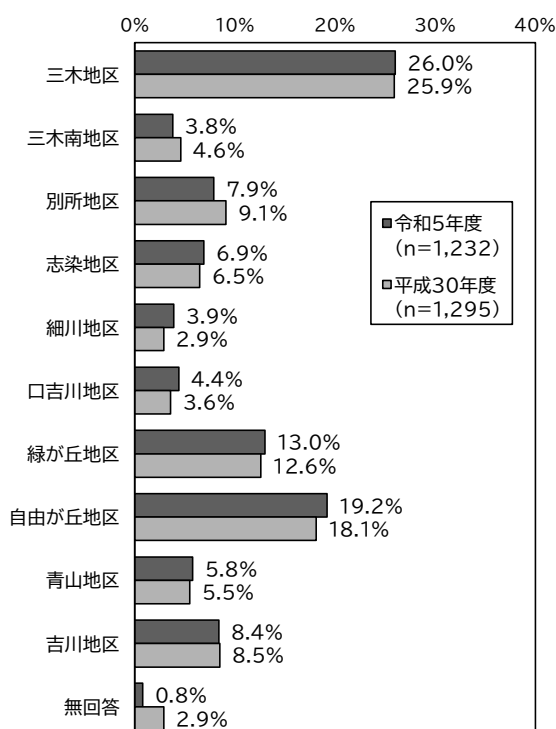
○性別



○年代



○地区

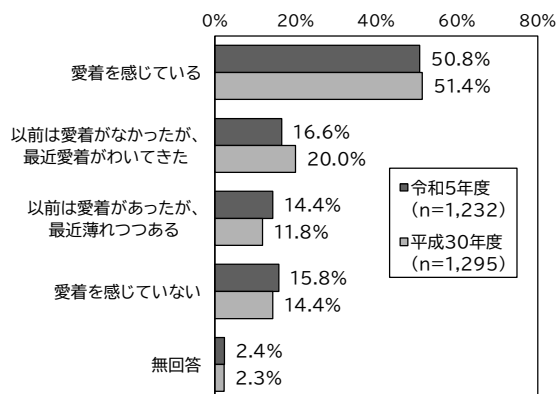


「三木市への愛着」

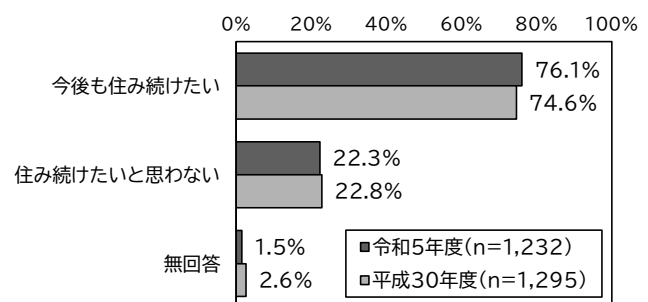
【要点】

- 「愛着を感じている」「住み続けたいと思うか」という質問に対してどちらも前回と同様の傾向ではあるが、「愛着を感じている」は微減、「住み続けたいと思うか」が微増となっている。(図 1.2)
- 理由についても、前回と同様の傾向で、愛着を感じる理由では、「長い間住んでいる」「住みやすいまちだから」が理由の1位2位となっており、将来も三木市に住み続けたい理由では、「住み慣れていて愛着がある」が1位となっており、住みやすさと愛着は相互関係にあると考える。(図 3.4)
- 住み続けたい理由は、「愛着がある」に続き、「自然環境が良い」、「治安が良い」、「買い物や通院が便利」などの理由が多い。住み続けたくない理由は、「交通の便が良くない」、「買い物や通院が不便」などが多い。(図 4.5)
- 年代が上がるほど、三木市に愛着を感じている、今後も住み続けたいという回答の割合が多くなっている。(10代については母数が少ないため省く)(図 6.8)
- 地区別においては、志染地区、細川地区、口吉川地区などの農村地域で「愛着がある」が多かった。「住み続けたい」については、志染地区、細川地区の農村地域に加えて、緑が丘地区や自由が丘地区において多かった。(図 7.9)

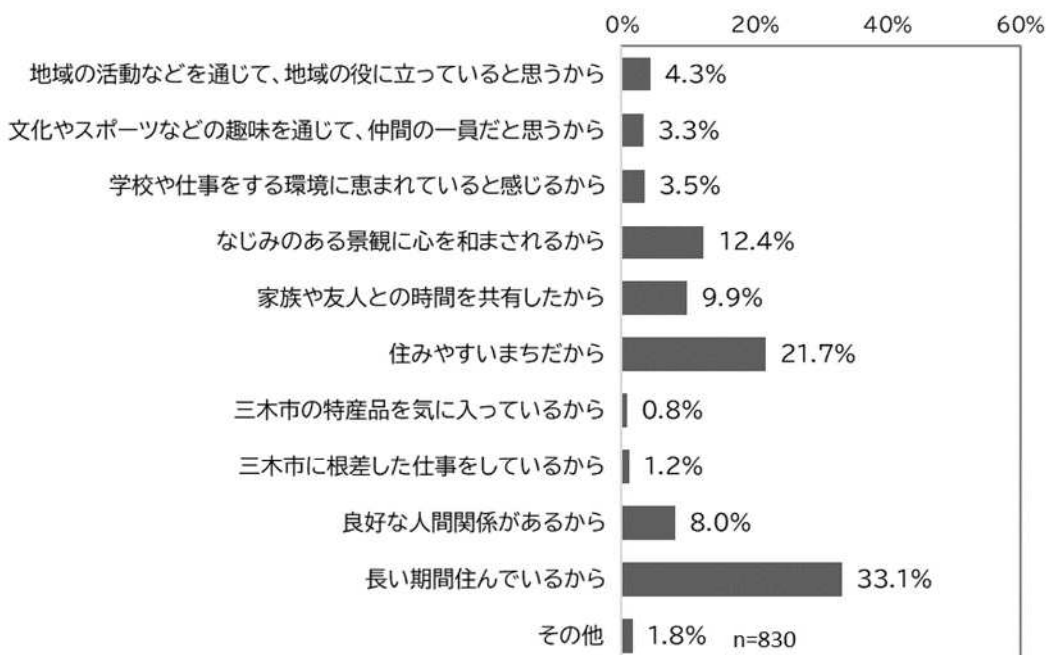
○図1 三木市に愛着を感じていますか



○図2 将来も三木市に住み続けたいと思いますか



○図3 三木市に愛着を感じていますか 理由 (R5)



○将来も三木市に住み続けたいと思いますか 理由（R5）

図 4 住み続けたい理由

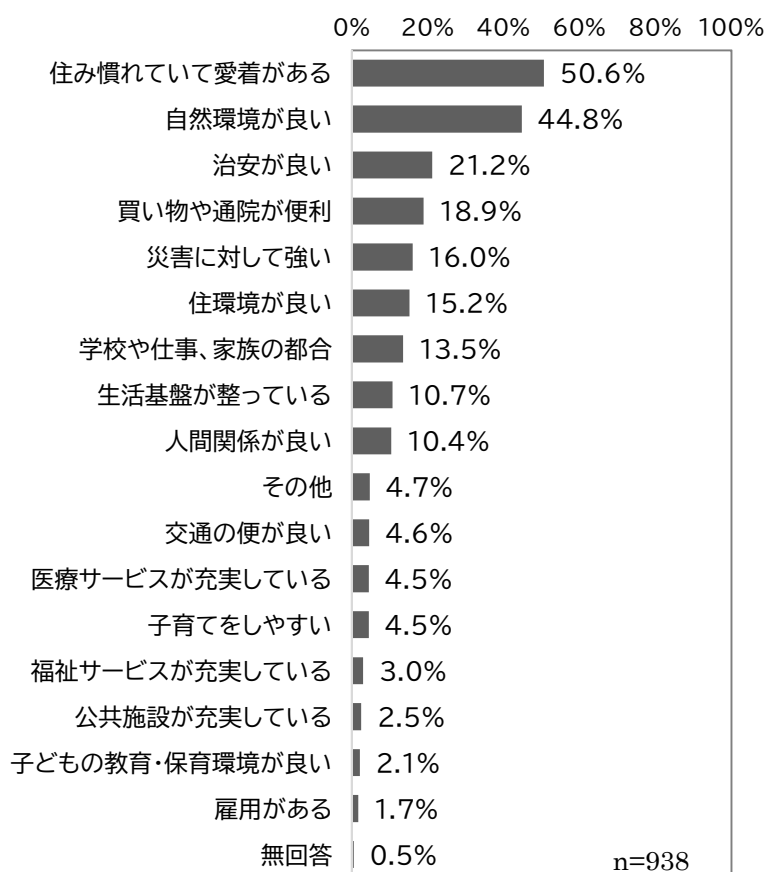
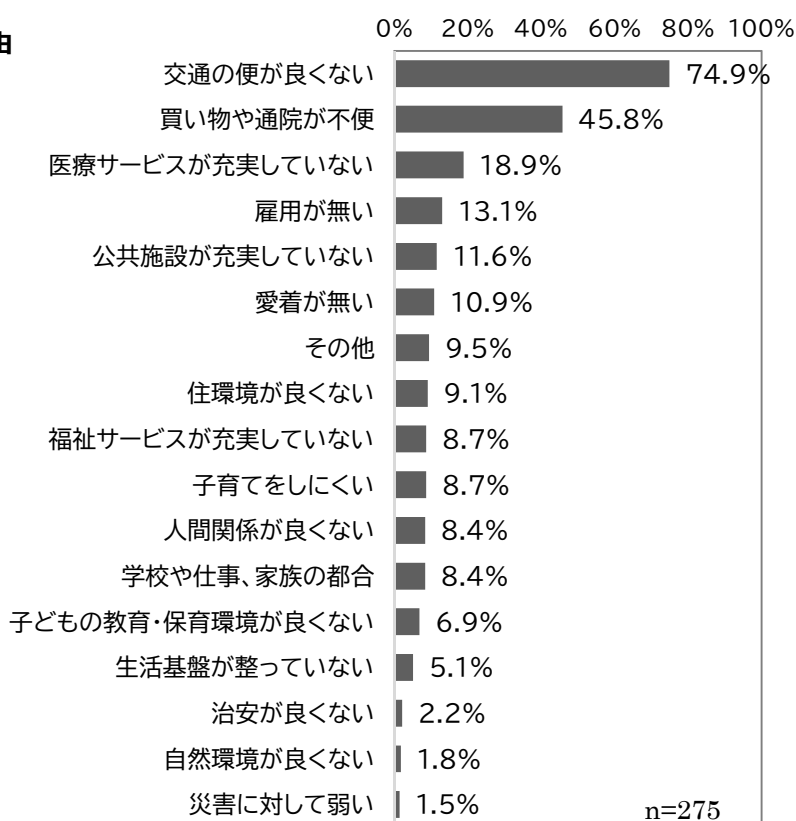


図 5 住み続けたくない理由



○三木市に愛着を感じていますか
図6 年代別 (R5)

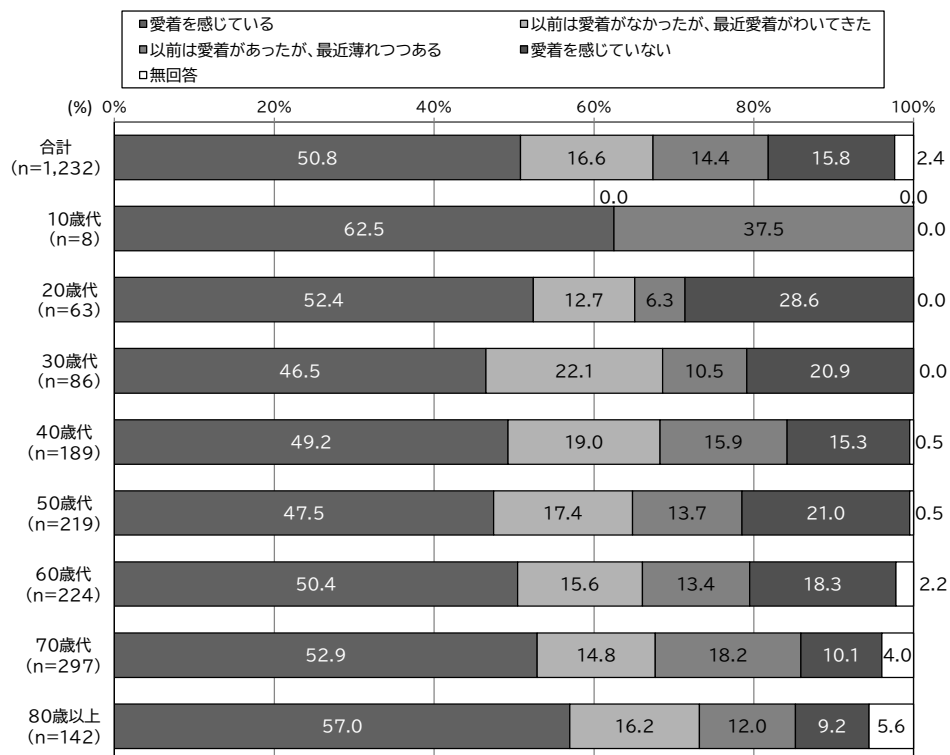
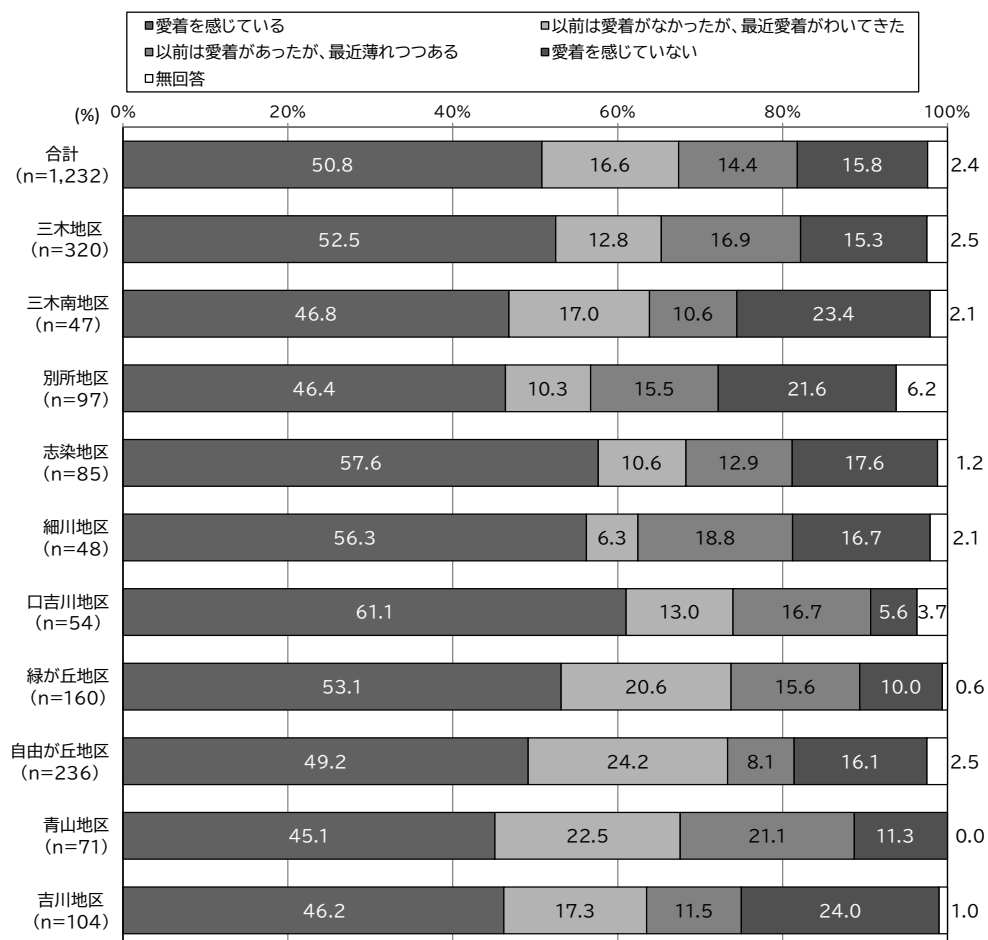


図7 地区別 (R5)



○将来も三木市に住み続けたいと思いますか

図 8 年代別 (R5)

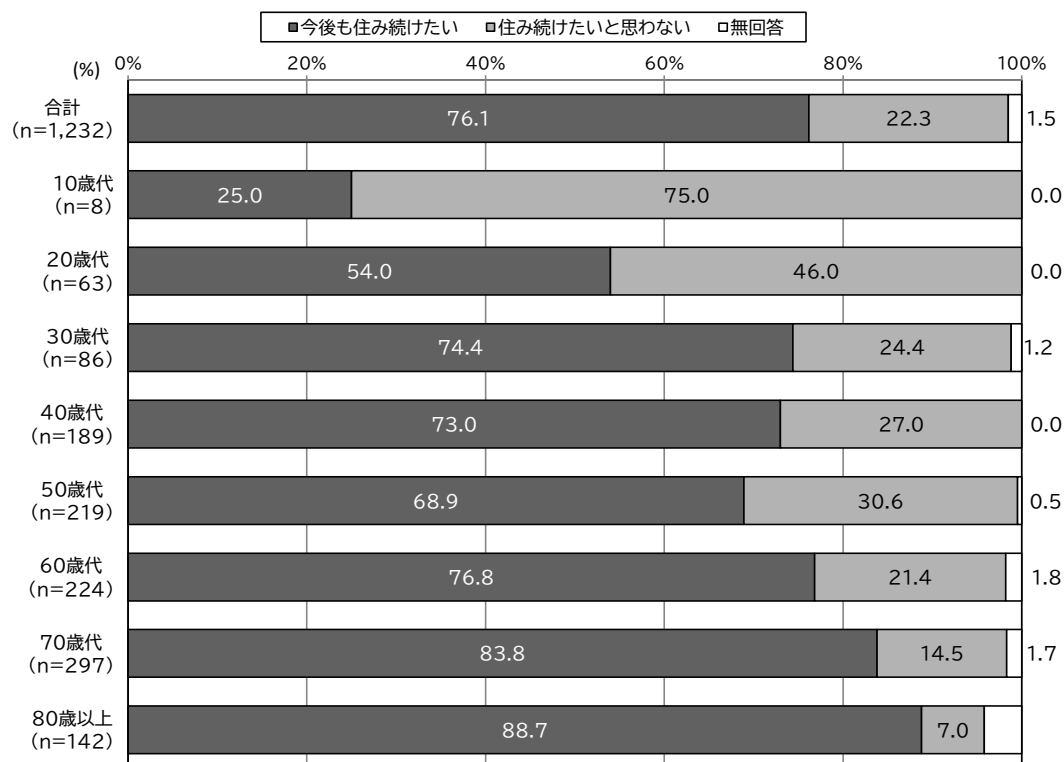
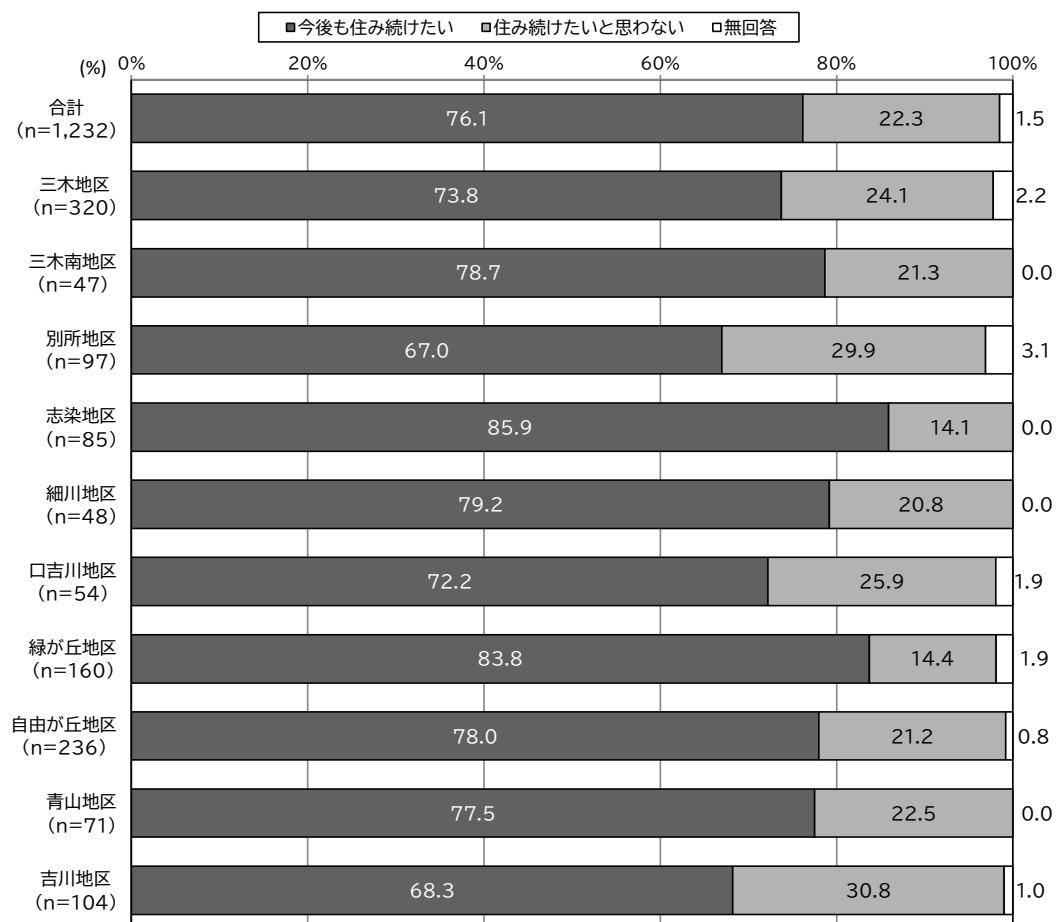


図 9 地区別 (R5)



「まちづくりについての重要度・満足度」

【要点】

- 重要度が高い項目の主な分野は、医療、交通、水道、防犯、消防である。
- 重要度が低い項目の主な分野は、市民協働、国際交流、人権である。
- 満足度が高い項目の主な分野は、健康、水道、ごみ分別・収集、消防である。
- 満足度の低い項目の主な分野は、交通、商業、農業、観光である。ただし、商店街の活性化や中小企業の振興は、前回と比べると満足度が上がっている。
- 重要度が増となった分野は、工業、農業等である。満足度が増となった分野は、商業、財政運営、災害等である。コロナ禍で活動が制限される中でも、生活に必須である分野が多い。
- 重要度が減となった分野は、教育、生涯学習、災害、市民協働等である。満足度が減となった分野は、教育、スポーツ等である。コロナ禍で活動が制限された施策が多く、接する割合が減ったことが心理的影響を及ぼしていると思われる。
- 満足度全体としては、偏差値平均値が平成 30 年 54.05 から令和 5 年 55.03 と上がっており、全体的に満足度が向上している。

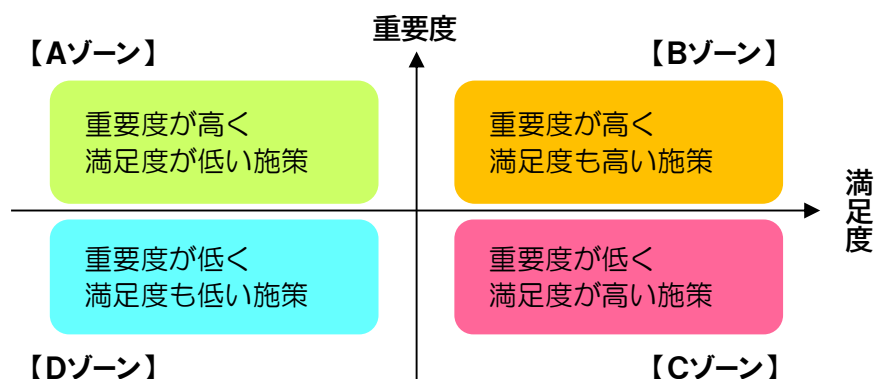
【偏差値グラフについて】

施策 46 項目について、以下の方法で、満足度と重要度の得点化を行った後、平均値を算出し偏差値を設定し、散布図を作成。

◆得点の算出方法 ※各項目について、母数 1,232 から「無回答」を除き、平均値を算出

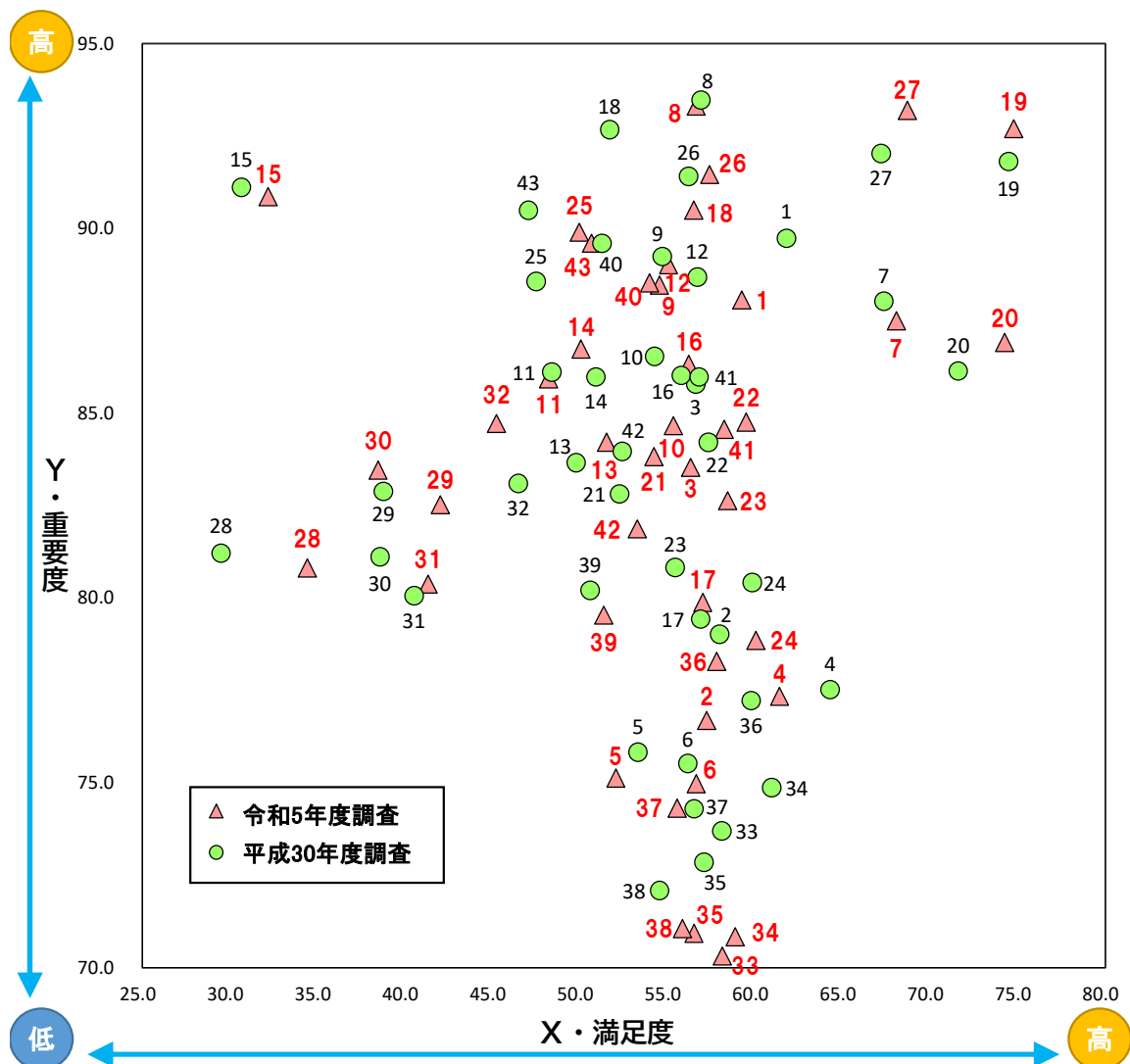
満足:100 点 やや満足:75 点 やや不満:25 点 不満:0 点

重要:100 点 やや重要:75 点 あまり重要でない:25 点 重要でない:0 点



満足度と重要度の得点の平均値が交差する座標(下図)の4つの象限をそれぞれ「Aゾーン」、「Bゾーン」、「Cゾーン」、「Dゾーン」とする。このとき、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い「Aゾーン」に位置する項目が、特に住民ニーズの高い施策になり、また、重要度が高く満足度も高い「Bゾーン」に位置する項目は、継続して実施していく施策になると考えられる。(図 11、12)

○図 10 前回調査(平成 30 年度)と令和 5 年度の満足度・重要度(偏差値)の推移比較グラフ



1 幼稚園、小中学校の学校教育	16 良好な住環境づくり	31 観光やレクリエーション施設の整備、宣伝
2 生涯学習	17 公園、緑地などの整備	32 農業の振興
3 青少年の健全育成	18 災害に強いまちづくり	33 ボランティア活動などへの参加の機会
4 スポーツ施設やスポーツ活動	19 安全な水道水の供給	34 自治会などの地域活動
5 文化や芸術にふれあう機会	20 ごみの分別、リサイクル活動の推進	35 平和教育の推進や啓発活動
6 歴史資源や文化財の保護や活用	21 自然エネルギーの有効活用	36 だれもが平等で差別のないまちづくり
7 健康診断や健康づくりへの支援	22 河川、樹木などの自然環境保全	37 男女共同参画社会実現に向けた取組
8 医療施設や救急体制	23 美しいまちなみや景観形成	38 国際交流の推進
9 高齢者福祉施設の整備や施策	24 コミュニティ施設の整備や活動支援	39 行政と市民による協働のまちづくり
10 障がい者自立支援施設の整備や施策	25 歩道の整備などの交通安全対策	40 健全な行政経営の推進
11 バリアフリー化の整備	26 犯罪のないまちへの防犯対策	41 広報・広聴の充実、行政情報の公開など
12 保育や子育て支援	27 消防・救急救助体制の整備	42 広域行政の推進
13 経済的困窮者やひとり親家庭への支援	28 商店街の活性化などの地域商業の振興	43 市税などの収入確保による健全な財政運営
14 道路の整備	29 中小企業の振興	
15 電車やバスなど交通機関の利便性	30 新規企業の誘致など工業の振興	

※番号は前回調査(H30)の番号

○重要度が高く、満足度も高い施策（図 11.12 分布図 B ゾーン）

【R5】	【H30】
1. 就学前教育・保育、小・中学校・特別支援学校の学校教育	1. 幼稚園、小中学校の学校教育
3. 青少年の健全育成	3. 青少年の健全育成
7. 健康診断や健康づくりへの支援	7. 健康診断や健康づくりへの支援
8. 医療施設や救急体制	8. 医療施設や救急体制
10. 障がい者自立支援施設の整備や施策	9. 高齢者福祉施設の整備や施策
12. 保育や子育て支援	10. 障がい者自立支援施設の整備や施策
16. 良好な住環境づくり	12. 保育や子育て支援
18. 災害に強いまちづくり（A より移動）	16. 良好な住環境づくり
19. 安全な水道水の供給	19. 安全な水道水の供給
20. ごみの分別、リサイクル活動の推進	20. ごみの分別、リサイクル活動の推進
21. ごみの収集や処分（新規）	
23. 河川、樹木などの自然環境保全	22. 河川、樹木などの自然環境保全
27. 犯罪のないまちへの防犯対策	26. 犯罪のないまちへの防犯対策
28. 消防・救急救助体制の整備	27. 消防・救急救助体制の整備
43. 広報・広聴の充実、行政情報の公開など	41. 広報・広聴の充実、行政情報の公開など

○重要度が高く、満足度が低い施策（図 11.12 分布図 A ゾーン）

【R5】	【H30】
9. 高齢者福祉施設の整備や施策（B より移動）	
11. バリアフリー化の整備	11. バリアフリー化の整備
13. 経済的困窮者やひとり親家庭への支援	13. 経済的困窮者やひとり親家庭への支援
14. 道路の整備	14. 道路の整備
15. 電車やバスなど交通機関の利便性	15. 電車やバスなど交通機関の利便性
22. 自然エネルギーの有効活用（D より移動）	18. 災害に強いまちづくり
26. 歩道の整備などの交通安全対策	25. 歩道の整備などの交通安全対策
31. 新規企業の誘致など工業の振興（D より移動）	
33. 農業の振興（D より移動）	
42. 健全な行政経営の推進	40. 健全な行政経営の推進
45. 市税などの収入確保による健全な財政運営	42. 広域行政の推進
	43. 市税などの収入確保による健全な財政運営

【偏差値分布図】

図 11
(R5)

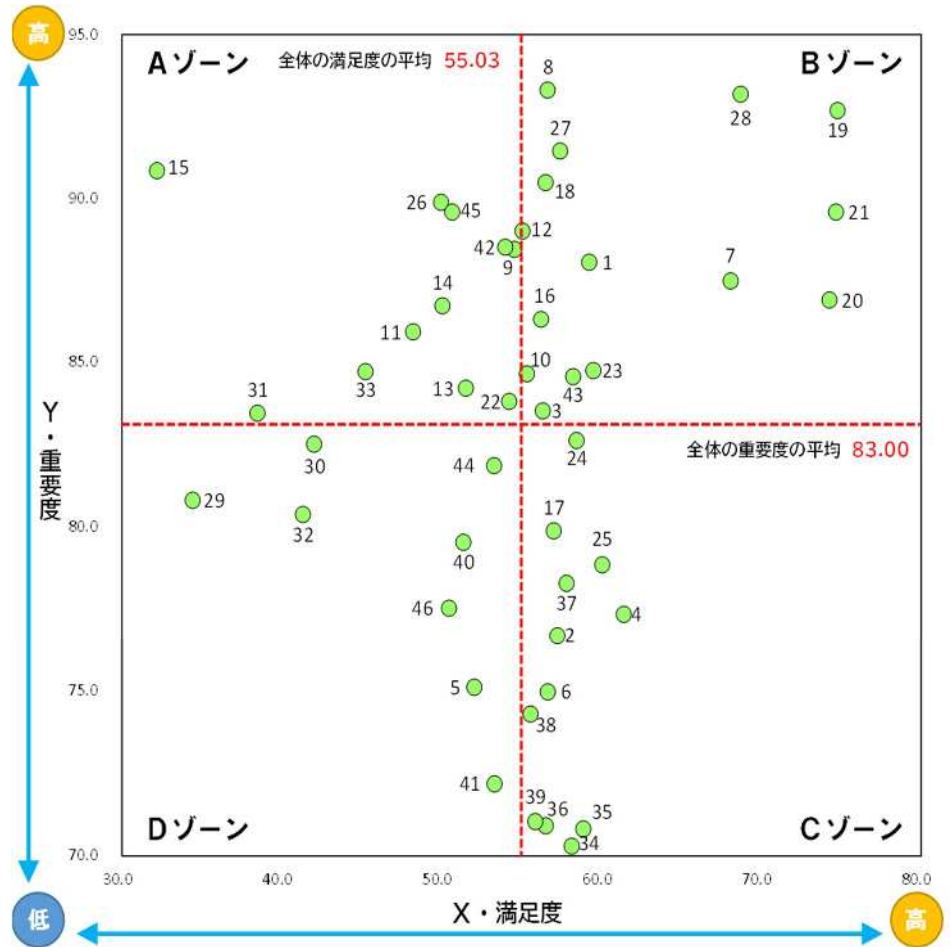
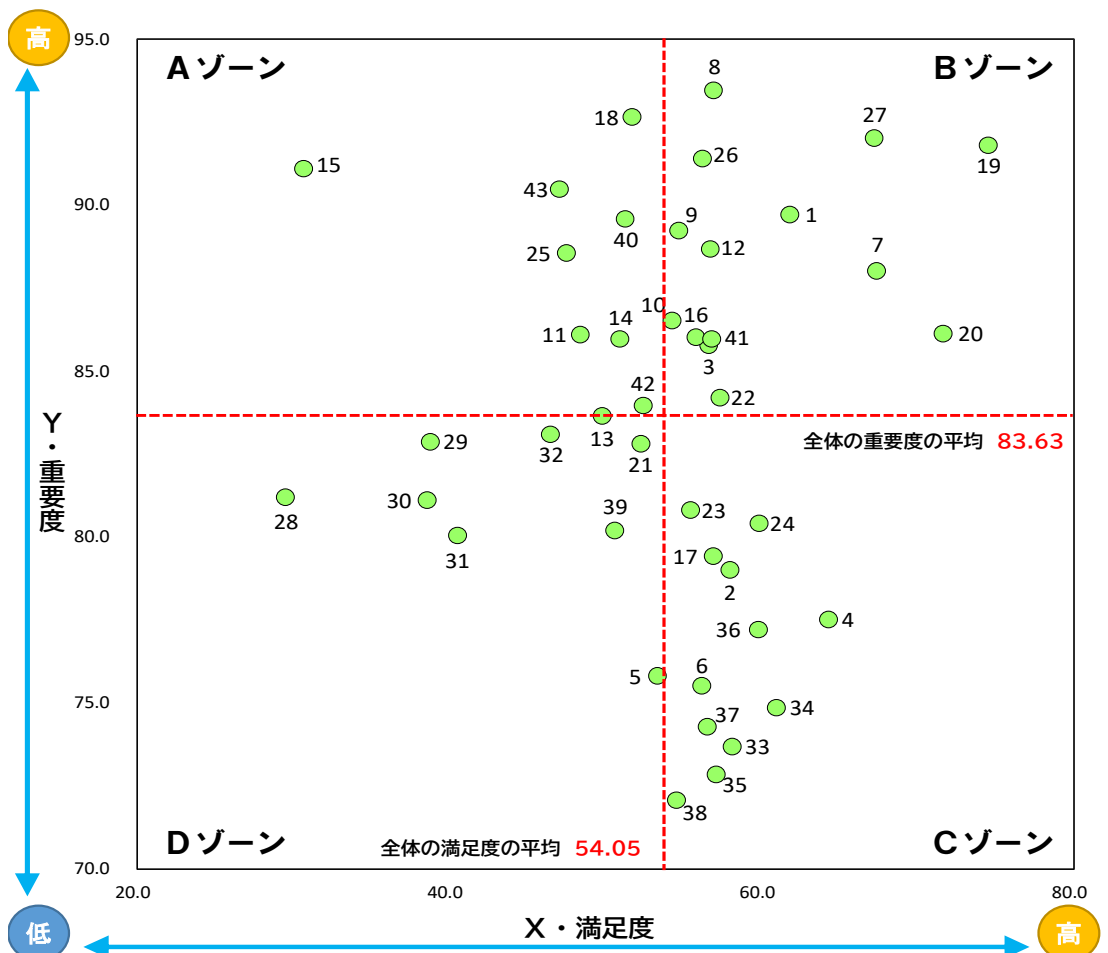


図 12
(H30)



●偏差値 上位 下位

【施策の重要度・満足度（偏差値）一覧】 ●偏差値変動 ±1 以上で↑ ↓ 大きいもの（3 以上）

区 分		満足度		R5-H30	変動	重要度		R5-H30	変動
H30	R5	H30	R5			H30	R5		
1	1	61.78	59.22	-2.56	↓	89.72	88.06	-1.67	↓
2	2	57.95	57.22	-0.73	→	79.02	76.68	-2.34	↓
3	3	56.59	56.31	-0.28	→	85.78	83.53	-2.26	↓
4	4	64.27	61.39	-2.88	↓	77.52	77.34	-0.19	→
5	5	53.30	52.03	-1.27	↓	75.83	75.12	-0.71	→
6	6	56.15	56.63	0.48	→	75.53	74.98	-0.55	→
7	7	67.34	68.06	0.72	→	88.03	87.49	-0.54	→
8	8	56.90	56.62	-0.28	→	93.46	93.31	-0.16	→
9	9	54.68	54.53	-0.15	→	89.24	88.45	-0.79	→
10	10	54.25	55.32	1.07	↑	86.53	84.65	-1.88	↓
11	11	48.37	48.20	-0.16	→	86.11	85.92	-0.18	→
12	12	56.69	55.05	-1.64	↓	88.68	89.01	0.33	→
13	13	49.77	51.50	1.73	↑	83.66	84.21	0.56	→
14	14	50.90	50.04	-0.85	→	85.98	86.73	0.75	→
15	15	30.64	32.18	1.54	↑	91.10	90.85	-0.25	→
16	16	55.77	56.21	0.43	→	86.02	86.31	0.29	→
17	17	56.88	57.00	0.12	→	79.43	79.87	0.45	→
18	18	51.68	56.48	4.81	↑	92.66	90.48	-2.18	↓
19	19	74.47	74.76	0.29	→	91.81	92.69	0.88	→
20	20	71.59	74.25	2.66	↑	86.14	86.91	0.77	→
—	21	—	74.66	—	—	—	89.59	—	—
21	22	52.24	54.21	1.97	↑	82.82	83.82	1.00	↑
22	23	57.31	59.48	2.17	↑	84.21	84.75	0.54	→
23	24	55.43	58.42	2.99	↑	80.82	82.63	1.81	↑
24	25	59.82	60.04	0.22	→	80.42	78.85	-1.57	↓
25	26	47.48	49.96	2.48	↑	88.56	89.89	1.33	↑
26	27	56.19	57.40	1.21	↑	91.41	91.45	0.04	→
27	28	67.18	68.69	1.51	↑	92.02	93.18	1.16	↑
28	29	29.48	34.42	4.94	↑	81.21	80.81	-0.40	→
29	30	38.76	42.01	3.25	↑	82.88	82.51	-0.36	→
30	31	38.56	38.46	-0.10	→	81.12	83.46	2.34	↑
31	32	40.51	41.31	0.80	→	80.06	80.37	0.32	→
32	33	46.46	45.23	-1.23	↓	83.10	84.72	1.62	↑
33	34	58.09	58.12	0.03	→	73.69	70.31	-3.38	↓
34	35	60.93	58.85	-2.09	↓	74.87	70.83	-4.04	↓
35	36	57.07	56.51	-0.56	→	72.85	70.92	-1.93	↓
36	37	59.77	57.80	-1.96	↓	77.22	78.28	1.06	↑
37	38	56.51	55.55	-0.95	→	74.30	74.31	0.01	→
38	39	54.52	55.85	1.33	↑	72.08	71.05	-1.03	↓
39	40	50.57	51.35	0.79	→	80.21	79.53	-0.68	→
—	41	—	53.29	—	—	—	72.19	—	—
40	42	51.24	53.97	2.73	↑	89.59	88.52	-1.07	↓
41	43	56.78	58.22	1.44	↑	85.98	84.56	-1.41	↓
42	44	52.40	53.27	0.87	→	83.97	81.86	-2.11	↓
43	45	47.04	50.64	3.60	↑	90.48	89.59	-0.90	→
—	46	—	50.45	—	—	—	77.53	—	—

《まとめ》

- 三木市への愛着を感じる理由として、理由「住みやすいまちだから」が上位(2位)にきていることから、「住みやすさ」の向上することが愛着や住み続けることにつながると考える。
- 住みやすさ向上のため、「満足度・重要度」の「重要度の高い施策」の向上が特に重要になると考える。「重要度・満足度が高い施策(Bゾーン)」の維持はもちろんのこと、特に「重要度が高く・満足度が低い施策(Aゾーン)」の施策は特に力を入れて考えなければならないと考える。
- これらの施策を中心に、今後も全体として満足度の引き上げをめざす。
- 満足度向上を図ることで住みやすさ」の向上をはかり、三木市への愛着や住み続けたいと思ってもらえるまちづくりにつなげていく。

計画の構成(案)

【更新】 序 論

第1章 はじめに

計画策定の趣旨・視点、計画の構成と期間 等

第2章 時代の認識

第3章 三木市の特性

«新規追加» 第4章 まちづくりへの意見と成果

1 市民アンケート調査結果

2 前期の取組と新たな視点について(案)

【変更なし】 基本構想

第1章 まちの将来目標

第2章 まちづくりの基本方針

第3章 計画の推進について

【更新】 基本計画

第1章 未来へつなぐ人と暮らしづくり

第2章 安全・安心なまちづくり

第3章 いきいき輝く魅力づくり

第4章 枠組みを超えて取り組む三木づくり(分野横断施策)

基本計画 テーマ・柱・枠組み

テーマ	柱	枠組み（施策）	取り組んだ内容
1 未来へつながる人と暮らしづくり	（１）結婚・出産・子育てを支えるまち	①出会いサポート・結婚支援 ②出産支援 ③子育て総合支援	結婚新生活支援、産後ケア、母子アプリ 預かり保育、医療費助成、学童保育、奨学金
	（２）豊かな学びで未来を拓くまち	①学校教育 ②青少年育成 ③生涯学習（公民館・図書館等） ④文化・スポーツ ⑤大学連携	GIGA スクール、タブレット、小中一貫校、コミュニティスクール、不登校対応、若者ミーティング
	（３）安心して暮らせるまち	①健康・福祉 ②安全・安心 ③社会保障 ④人権 ⑤男女共同参画 ⑥市民協働 ⑦生活困窮 ⑧市民サービス ⑨地域コミュニティ	フレイル予防、新型コロナウイルスワクチン接種、健康アプリ、消防指令システム、通学路の安全対策、児童発達支援センター、生活困窮学習支援、子ども食堂、パートナーシップ証明制度、マイナンバーカード、証明書コンビニ交付、デジタル窓口、キャッシュレス決済
	社会情勢の変化・新たな視点		子育て支援環境、人権、デジタル化の進展、地域コミュニティ
2 安全・安心なまちづくり	（１）暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境 ②エネルギー ③利活用（循環型社会） ④公共交通	次期ごみ処理施設、地球温暖化実行計画、道路整備、神戸電鉄三木駅再建、公共交通、公共交通網形成計画
	（２）持続可能なまち	①共生社会 ②広域連携 ③公共施設マネジメント	外国人相談体制・AI 翻訳、公共施設再配置、施設長寿命化
	（３）防災のまち	①防犯・防災 ②住環境 ③都市基盤（安全・安心）	国土強靱化地域計画、地域防災計画、電気自動車配備、消防緊急通報システム、ため池、密集市街地、地域猫活動
	社会情勢の変化・新たな視点		環境政策、公共交通、多文化共生
3 いきいき輝く魅力づくり	（１）地域資源で人を呼び込むまち	①観光・交流 ②インバウンド戦略 ③ふるさと納税	オリンピック、山田錦の館整備、山田錦 PR、万博フィールドパビリオン、あじさいフローラみき、ふるさと納税
	（２）地域の魅力を伝えるまち	①交流人口・関係人口 ②ブランド化・シティプロモーション ③情報発信	ジュニアゴルファー聖地化、金物鷲展示、金物海外展示会、
	（３）地域の魅力を高めるまち	①地場産業 ②産業振興 ③創業支援・事業承継 ④歴史・文化遺産 ⑤後継者育成 ⑥利便性 ⑦景観・自然	起業支援（補助、ビジネスプラン塾）、異業種交流セミナー、三木城跡整備、市史編さんスマート IC、情報公園都市、農業 地域計画、新規就農者支援
	社会情勢の変化・新たな視点		インバウンド観光、商工振興、農業振興
4 枠組みを超えて取り組む三木づくり	（１）分野横断プロジェクト	①行財政運営 ②業務改善 ③人材育成 ④都市整備 ⑤生涯活躍	財政健全化計画、団地再耕プロジェクト、文書管理・庶務管理システム、官民連携・連携協定
	（２）地域の思いを形にするプロジェクト		市政懇談会
	社会情勢の変化・新たな視点		デジタル技術の活用・業務改善、都市構造、土地利用、まちづくり

序論 前期の取組と新たな視点について(案)

テーマ1 未来へつなぐ人と暮らしづくり

【テーマ1 取り組んだ内容】

柱1 結婚・出産・子育てを支えるまち

- 結婚新生活支援事業について、最大30万円の支援を中古物件購入時には50万円、更には市の空き家バンク掲載物件を購入いただいた場合には最大で100万円までを支援し、転入の促進と空き家の解消に努めています。
- 産後ケア事業の充実を図り、安心して出産・子育てができるよう支援体制を整えたことにより、利用者は事業開始時より大幅に増加しています。
- 子育てに必要な情報が必要なタイミングで市から届くスマートフォン用アプリを導入し、子どもの予防接種や成長記録を管理ができるなど妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。
- 在家庭支援の拡充として、児童センター1か所のみで実施してきた一時預かり保育を、令和4年度から新たに吉川児童館でも実施し、市内2か所での運営に拡充しました。
- 中学生までの医療費完全無償化に加え、高校生世代の医療費について、令和4年7月から入院費用を無償化し、令和6年7月から通院費用についても無償化します。
- 小学生の子どもを持つ保護者に対して、市内の13か所において、小学6年生までの児童に対し学童保育を実施し、そのすべての施設において、土曜日にも受け入れを行い、仕事と子育ての両立を支援しています。
- 高校生、大学生等に対しては、返済の必要がない奨学金の給付を行っています。

柱2 豊かな学びで未来を拓くまち

- 令和3年度までに GIGAスクール構想の前倒しにより児童生徒一人一台のパソコン整備が完了しました。また、高速ネットワークの整備、指導者用デジタル教科書の全教科配備など教育に関するICT環境の整備を進めました。
- タブレット端末を効果的に活用し、個々の学習目標や課題を追求することで、個々の興味関心を高め、「未来を創る学力育成三木モデル」の取組、主体的な学びの充実を図っています。

- 令和3年度から三木市内の全ての学校で、義務教育9年間の学びや成長のつながりを重視し、子どもを見守り育てる小中一貫教育を進めています。令和4年度からは、別所と吉川の小・中学校 4校をそれぞれ実践推進校に指定し、小中一貫教育に関する実践的な取組を開始しています。今後、吉川地域に施設一体型小中一貫校をモデル校として設置し、効果や課題の検証を行いながら、市内全体の学校の在り方についても検討していきます。
- 地域・保護者・学校が一体となって子どもの教育について考え、実践していく仕組みである「コミュニティ・スクール」について、令和5年度から緑が丘中学校、吉川小学校・吉川中学校に導入を開始しました。
- 子どもたちの個別最適な学習の充実、増加する不登校への対応、医療的ケアが必要な児童生徒への支援のため、ICT教育指導員、不登校対策指導員、学校看護員を増員しました。
- 令和2年度から三木市内に本部を置く関西国際大学、市内の高等学校等から参加者を募り、市に対する様々な意見をうかがう「若者ミーティング」を開催しています。

柱3 安心して暮らせるまち

- フレイル状態に着目し疾病予防を図る「みっきい☆シニア健康サポート事業」を開始し、保健師や管理栄養士など専門職が地域に出向いて積極的に関わり、必要な方への個別支援を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症流行時には、ワクチン接種の体制整備とともに、自宅療養者に対する専用相談窓口の設置や支援物資の配布など療養生活の支援を強化しました。今後も新興感染症等発生時には、市民が安心して暮らせるための支援体制の整備に努めます。
- 健康づくりを楽しみながら継続して行っただき、マイナンバーカードの利活用を進める取組として、令和4年度から「みっきい☆健康アプリ」をスタートしました。
- 消防の指令システムを、会話に不自由な聴覚・言語障がい者からの通報を想定したNET119緊急通報システム、外国人など日本語での会話が困難な方に対する電話同時通訳サービスなど、最新の設備、機能を備えた高機能消防指令システムを更新しました。
- 通学路の安全対策については、人の目の垣根隊など、日頃から子どもの安全な通学に尽力をいただいている地域からの提案を受け、ルートを検討やカラー舗装などを実施しました。
- 「児童発達支援センター」の設置に向けて、こども発達支援センターにじ

いろに言語聴覚士などの専門職の配置に加え、新たに発達障害等に関する知識・経験を有する職員を配置し、地域の中核的な機能の充実を図るための体制を整備しました。

- 市内公民館において、生活困窮世帯の子どもを対象に週1回の学習支援を実施しています。
- こどもの居場所づくりとして子ども食堂の拡大を図っており、市内6地区9箇所です市民団体等による子ども食堂が展開されています。市は開設や運営の相談支援、食材提供の情報連携のほか、運営補助を行っています。
- 性的少数者のパートナーシップ証明制度の創設へ向けた取組、多文化共生推進プランの作成など、SDGsの精神、誰一人取り残されない社会の実現に向けて、施策を推進しています。
- マイナンバーカードの本市交付率は、令和6年1月末現在で74%、全国平均及び兵庫県内の平均よりも高い状況です。さらなるマイナンバーカードの普及を図るため、市役所や公民館等での申請受付に加え市内郵便局での申請サポートも行っています。
- 令和3年1月から、コンビニ交付できる証明書の種類が7種類へ拡大し、手数料も大幅に引き下げました。
- 市役所窓口での申請書への手書きの手間の削減を図るため、令和2年度から住民情報システム業者と共同研究の協定を締結し、官民連携により新たなシステム開発の実証実験を行い、令和3年度には「書かない」「待たない」「迷わない」窓口を実現したデジタル窓口システムを導入しました。
- 市民課等の市役所窓口でのキャッシュレス決済対応レジの導入により市民サービスの向上を図りました。

【テーマ1 社会情勢の変化について】

○子育て支援環境を取り巻く変化

異次元の少子化対策として、各種給付や保育環境の充実など、子育てしやすい社会環境整備が国を挙げて進めています。一方で、支援を要する家庭は依然として多く、細やかな対応が求められる場面が増えています。

○パートナーシップなど人権についての変化

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる様々な人権課題が今なお存在する中、インターネット上での人権侵害や性の多様性など新たな課題も顕在化するなど人権課題は多様化複雑化しており、それらの解決に向けた国や地方自治体の取組が求められています。

○デジタル化の進展

行政のデジタル化推進のため、令和3年7月に「自治体DX推進手順書」が提示され、9月にはデジタル庁が発足し、全国の自治体においてデジタル化の取組が開始されています。マイナンバーカードの利活用を含めた、デジタル化による市民サービスの向上が課題となってきました。

○市民協働、地域コミュニティの変化

地域社会において、地域福祉や防災など、複合化する課題への対応の必要性は高まっていますが、自治会への加入率の低下など、地域のつながりの希薄化が進行しています。

【テーマ1 新たな視点・方針】

○子育て支援について

こどもサポートセンターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ切れ目ない細やかな支援を行っていきます。「こどもまんなか社会」の実現をめざし、子育て施策の実施に当たって、こどもの権利の尊重や意見表明機会の確保などに努めていきます。

○人権について

インターネット差別書き込みモニタリング事業やパートナーシップ制度など新たな事業を展開し、生きづらさを抱える人々の不安の解消及び市民への人権啓発につなげるなど、新たな人権課題をはじめ様々な人権課題の解決に向けた取組を進めます。

○行政のデジタル化について

電子申請システムを利用しオンラインで手続きできるサービスを増やし、市民サービスの向上を図るとともに、マイナンバーカードの利活用についても推進していきます。またスマホ教室を開催するなどしてデジタルデバイス対策も図っていきます。また、統合型・公開型GISシステムを導入し、業務の効率化を図ると共に、分かりやすい情報発信を行います。

○地域コミュニティについて

地域活動を支える担い手が不足する中でも、住民が主体となって持続可能なまちづくりを進めるため、区長協議会と市民協議会と連携し地域課題の解決に取り組みます。

テーマ2 安全・安心なまちづくり

【テーマ2 取り組んだ内容(ふりかえり)】

柱1 暮らしに必要な環境を整えるまち

- 令和11年度の更新、稼働開始に向け、次期ごみ処理施設の整備を進めます。令和4年度「施設整備基本計画」を踏まえ、本体施設の配置や付帯施設の基本設計とともに、事業計画地の地形・地質など各種立地条件を考慮した「敷地造成基本設計」を行います。併せて、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査する「生活環境影響調査」を令和 4～5 年度2か年にわたって実施しました。
- 2050年の脱炭素社会、カーボンニュートラル実現に向け、市役所や公共施設の温室効果ガス排出量を削減するための地球温暖化実行計画の事務事業編に加え、令和6年度に三木市全体を対象とした実行計画である区域施策編を策定予定です。
- 県道神戸三木線における神戸電鉄志染駅前交差点及び小林東交差点の渋滞解消に向け、都市計画道路神戸三木線の事業化に向けた県市協働での検討を進めました。その結果、令和 6 年 4 月に公表された「ひょうごインフラ整備プログラム北播磨地域」において、都市計画道路神戸三木線が事業実施箇所に位置付けられ、後期(令和 11～15 年度)着手予定となりました。事業着手に必要な準備を都市計画道路 広野自由が丘線も含め県と共に進めて行きます。
- 平成30年に火災により焼失した神戸電鉄三木駅が総額 1 億5千万円にも上る三木駅再生のための寄附金を活用して令和4年に再建しました。
- 公共交通については、地元要望に沿って、路線バスルートの柔軟な路線変更や路線延長を実現しました。日常の食料品を買う商店が地域内に一つもないという課題解決に向けては、地域の自主的な取組を側面支援し、移動販売の誘致やスーパーへの送迎車「買いもん行こカー」の運行が、新たに開始されました。
- 令和6年3月に「三木市地域公共交通網形成計画」の計画期間が終了となることから、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網の形成を図るため、バス交通の見直し、新しい交通サービスの導入検討などを行い、「三木市地域公共交通計画」を策定しました。

柱2 持続可能なまち

- 定住外国人の相談体制について、AIポケットクなどを導入し、窓口での相談体制を強化するとともに、AI翻訳サービスを導入し、文書翻訳を行い、市のホームページや広報紙、防災情報などの多言語化を進めています。
- 公共施設再配置計画に基づき、限られた財源の中で、将来にわたり質の高い公共サービスを提供し続けるため、人口規模や市民ニーズに適合し

た公共施設等の適正規模、適正配置を進めています。

- 中央公民館、市民活動センター、高齢者福祉センター、高齢者大学・同大学院の複合施設の整備について、三木商工会館も加え、三木商工会議所も参画するかたちで検討しています。
- 行政目的での利用を終え使用しなくなった施設について、土地や建物の売却や賃貸借を進め、市の収入確保や維持管理経費の削減を進めます。学校再編により閉校する学校施設については地域での利活用や民間企業へ地域と合意の取れた施設について賃貸借を行います。
- 学校施設及び公民館等の社会教育施設の多くが老朽化してきていることから、今後は計画的な整備が必要となっており、適切な改修工事を行いながら快適に利用していただけるよう、長寿命化を図っています。
- 公共施設、公園施設や道路橋梁など社会インフラについて、計画的に修繕を行い、延命化を図っています。

柱3 防災のまち

- 国が進める国土強靱化に基づき、三木市も国土強靱化地域計画を策定しました。本市で起こりうる災害をあらかじめ想定し、リスクへの対応方針を定め、重点化と優先順位付けを行い、リスク解消に向け、道路や河川をはじめ、水道、下水道などの都市インフラから農業用ため池、水路に至るまで、本市の生活基盤の強靱化に取り組みます。
- 山崎断層や草谷断層が連動して発生した地震を本市最大の災害と想定し、令和3年度は被害想定の見直しを行い、想定避難者数を割り出し、令和4年度に指定避難所の収容人数を検討し、地域防災計画の精度を向上しました。
- 令和2年度から電気自動車計画的に配備し計5台体制とし、自動車ディーラーと新たに災害時応援協定を締結し、大規模停電時の避難所運営に備えています。
- 令和2年度、消防本部の高機能消防指令システムを会話に不自由な聴覚・言語障がい者からの通報を想定したNET119緊急通報システム、外国人など日本語での会話が困難な方に対する電話同時通訳サービスなど、最新の設備、機能を備えたものに更新しました。
- 災害を未然に防ぐため、未利用となったため池を廃止するとともに、早期の改修が必要な個々のため池の防災工事に向けた実施計画を策定するほか、安全なため池についても定期点検を行っています。
- 狭い道が多く古い木造住宅が密集する旧市街地での地震等の災害時に課題を解決するため、宮前地区をモデル地区として、令和2年度から地

域の方々とともに環境改善に向けて取り組んでいます。地域の方々と協働で防災まちづくり計画を作成し、まちの防災性を高めるための方向性を整理し密集市街地の改善に必要な道路整備の詳細な計画を作成しました。その中で、地域の安全性及び景観に配慮した取り組みとして、旧小河家別邸東側の通路の工事を行いました。今後は、地区と調整を図りながら、密集市街地の改善を進めます。

- 飼い主のいない猫をそのまま放置するのではなく、飼い主のいない猫の不妊手術、去勢手術の費用の一部を助成し、地域全体で一定の管理をしながら見守っていく、いわゆる地域猫活動を支援しています。

【テーマ2 社会情勢の変化について】

○環境政策を取り巻く変化

国内では気候変動を一因とする豪雨災害の激甚化、海洋プラスチック問題など、日々新たな環境課題が顕在化し、深刻な被害をもたらしています。

○公共交通を取り巻く変化

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅勤務などの生活スタイルの変化から、公共交通の利用者数は、コロナ前の水準まで戻らないと言われています。

加えて、働き方改革により、道路旅客運送業に従事する運転手の休息期間の確保等に伴い、運転手不足が大きな課題となっています。

○多文化共生を取り巻く変化

平成2年の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正以降、日系人の入国が容易になり、グローバル化の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人数は年々増加しています。令和5年では、およそ322万人の外国人が滞在しています。

【テーマ2 新たな視点、方針】

○環境政策について

2050年脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業者を含めた市全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定や、省エネルギー製品の利用促進事業の推進など、温室効果ガス排出量削減の一層の推進に取り組めます。

○公共交通について

鉄道や路線バス、タクシーのみならず、デマンド型交通等の新たなモビリ

ティサービスの導入及び複数の移動サービスや事業者の垣根を超えた連携を行うことで、地域住民や地元企業、交通事業者、行政等の各関係者が主体となり、公共交通の維持・活性化に取り組んでまいります。

○多文化共生について

外国人住民の増加と多国籍化に伴い、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、生活者、地域住民として認識する視点が必要となっています。このような状況を踏まえ、「三木市多文化共生推進プラン」に基づき、日本人住民も外国人住民も共にまちを創るパートナーとして、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

テーマ3 いきいき輝く魅力づくり

【テーマ3 取り組んだ内容】

柱1 地域資源で人を呼び込むまち

- 2020 東京オリンピックでのフランス陸上チームのホストタウンとしての交流を行いました。
- 日本一の山田錦の産地として、シンボル施設である山田錦の館を含む一帯の活性化をめざし、整備を進めています。「山田錦の郷活性化構想」の実現に向けて、道の駅の整備に係る駐車スペースを拡大、トイレや情報発信棟（道の駅駅舎）の整備に加え、直売所の売り場面積と機能の拡充、進入道路の線形を改良する道路工事を実施しています。○山田錦の振興のため、イベント等において山田錦の語り部によるセミナーや三木産山田錦を使用する日本酒の販売を行いました。さらなる山田錦のPRを推進するとともに、市内の山田錦生産体制の維持、三木産山田錦のブランド力の向上を図ります。
- 大阪・関西万博 2025 において、内閣官房国際博覧会推進本部が進める万博国際交流プログラムに関する全国で2か所の調査対象自治体に、三木市が選定されました。「ひょうごフィールドパビリオン」では、質、量ともに日本一を誇る酒米山田錦をテーマとした体験型のプログラムや金物製造体験、酒蔵訪問、ゴルフなど地域資源に触れるプログラムの検討を進めています。
- 令和3年三木ホースランドパークふれあいの森に誕生した「あじさいフローラみき」は、6月のあじさい祭りを開催し、道の駅みきやホースランドパークなど周辺施設と一体となった誘客促進につながっています。

- 財政健全化の中で、収入の確保は大きな柱であり、自主財源の確保のため、ふるさと納税のさらなる推進を図ります。令和4年度、5年度ともに8億を超える寄附をいただいております、今後も魅力ある返礼品のさらなる開発の促進などにより、その達成に向けて取り組みます。

柱2 地域の魅力を伝えるまち

- 令和2年度から全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会「春のゴルフ甲子園」の誘致し、本市で恒久的に開催することで、ジュニアゴルファーの聖地化をめざします。
- 三木金物については、金物のまち三木を象徴する金物鷺を道の駅みきに常設展示するため、長期間展示が可能な構造の金物鷺の製作に係る費用の助成を行いました。
- 三木金物ブランド戦略として、コロナ禍においても海外を中心とした販路を模索し、令和4～5年度に三木金物商工協同組合連合会が実施するベトナムでの展示会への出展を支援し海外での三木金物の認知度の向上をめざす。
- 大阪・関西万博では、福井県越前市の越前打刃物で組み立てた「昇龍」と「金物鷺」の共同展示を実現させたいと考えています。伝統的工芸品を有する両市の魅力を掛け合わせることで、さらなるブランド力の向上をめざします。
- 市内で生産される「山田錦」を用いて製造する日本酒を海外で開催される品評会に出品することに支援することにより、三木市産山田錦の知名度とブランド力を向上させる。

柱3 地域の魅力を高めるまち

- 市内で起業又は第二創業をめざす起業家に対し、事業の立ち上げ等に必要経費の一部を最大50万円補助することに加え、空家を利活用される場合は別途50万円を上乗せして支援を開始しました。
- 三木商工会議所、吉川町商工会、金融機関などと連携し、中小企業サポートセンターのコーディネーターを講師とした起業ビジネスプラン塾を開催し、充実を図るなかで、女性や若者をはじめ、起業をめざす全ての方々をターゲットに、起業しやすい環境整備を行います。
- 市内中小企業、小規模事業者等に対しては、異業種間のコラボレーションによる商品開発や販路開拓など、新たなビジネスへの気づきのための交流や連携を促すため、三木商工会議所が実施する異業種交流セミナーなどを、積極的に支援しています。

- 三木城本丸跡、二の丸跡について、令和7年度までの4か年計画で発掘調査を実施します。調査の成果を基に遺構整備を進め、歴史遺産を活かした個性ある三木のまちづくりを行います。
- 平成26年度から取り組んでいる市史編さん事業について、令和5年までに、7地域の地域編・2つの資料編を刊行しました。今後も令和9年まで順次三木市史の刊行を行います。
- 三木スマートインターチェンジは、交通渋滞の緩和、地域の活性化のため早期供用開始をめざして整備を進めています。令和5年度には、東播磨道が八幡三木ランプまで開通し、本市の魅力であるアクセスの良さがさらに向上しています。
- 県・市共同事業として、「情報公園都市」の名にふさわしい5G通信網を実装した次世代型産業団地に、地域企業や地元経済の活性化に繋がる企業誘致を、兵庫県企業庁とともにめざし令和3年5月に合意書を締結しました。第2期工区について、早期整備に向けた取組を進めます。
- 10年先も安定して農業を継続していくため、地域での人・農地プランの作成を促してきました。令和5年度からは、名称が「地域計画」に変わり、10年後の営農者を示す「目標地図」の作成も必要となり、市としてこれを推進していきます。
- 新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するため、商店街が実施するお買い物券事業を支援し、消費喚起と市内経済の活性化を図りました。
- 新規就農者支援事業として、経営開始資金の交付により、就農時にかかる経費の負担軽減を目的に支給することで、新規就農者の定着を図りました。
- 旧市街地で三木城址、旧玉置家住宅、湯の山街道などの歴史的資源を生かした魅力あるまちづくりを進めています。令和3年度から各種団体及び地域住民と共に、甲冑を活用した武将体験、湯の山街道ライトアップを行っています。

【テーマ3 社会情勢の変化について】

○インバウンド観光を取り巻く変化

2020年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で渡航制限からインバウンド観光が停止状態となりました。2023年には新型コロナウイルス感染症が世界的に収束傾向になったことに伴いインバウンドが復活してきています。

○商工振興を取り巻く変化

急激な物価高騰や深刻な人手不足などにより、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況です。また、金物産業においても、コロナ禍で巣ごもり需要の特需が終わりつつあり、これからの反動に備える必要があります。

○農業振興を取り巻く変化

飼料、肥料、燃料等の農業生産資材の国際価格が高騰しており、物価高騰によるコスト上昇分の農産物価格への転嫁が進まず、農業経営を圧迫しています。

農業の生産性の向上と持続性の両立を目指し、化学農薬や化学肥料の使用量を低減し、環境にやさしい農業への取組が促進されてきています。

【テーマ 3 新たな視点・方針】

○インバウンド戦略について

人口減少社会における地域産業の活性化に向け、外貨を稼ぐ仕組みとして、近畿経済産業局 12 ブランド、兵庫フィールドパビリオンや 2025 大阪関西万博と連携した広域ツーリズム商品造成などで地域資源を生かしたゴルフ、モノづくりなどの体験型ツーリズムを広域連携により進めることで、世界に通用するブランド化を図り持続可能な地域ブランドエコシステムの構築をめざします。

○商工振興について

第3次三木市中小企業振興のためのアクションプランにより、人手不足・事業承継への対応、中小企業の経営力強化、市内の市場の拡大に取り組み、地域経済の活性化及び雇用の促進を図ります。

○農業振興について

「地域計画」の実現に向け、集落営農組合や認定農業などの担い手農家が新規就農者を雇用し、育成していける体制づくりに取り組みます。

農業の後継者不足の解消に向け、市外から就農者を集めるため、兵庫県や民間会社が主催する新規就農者相談会を活用し、新たな就農者へ三木市の PR を実施し、農村地域の環境改善につなげて参ります。

テーマ4

枠組みを超えて取り組む三木づくり(分野横断施策)

【取り組んだ内容】

柱1 分野横断プロジェクト

- 事業の目的や必要性、その効果などを検証するため、事業の総点検を実施し、令和4年度に三木市財政健全化計画を策定しました。
- 世代が循環するモデルタウン、団地再生プロジェクトは、高齢化が進む本市の住宅団地を、青山7丁目を舞台とし、大和ハウス工業と官民連携で、永続的に世代が循環するモデルタウンとして再生します。全国の戸建て住宅団地が抱える「人口減少」「高齢化」「空き家」などの課題解決に向け、官民連携による住宅団地再生のモデル事業として「青山 7 丁目団地再耕プロジェクト」を位置づけ、SDGs11 いつまでも住み続けられるまちづくりに取り組んでいます。
- デジタル化による業務の効率化を進めるため、市が受け付ける文書、市が作成する文書をシステムで管理する文書管理システム、市の様々な意思決定を行うための決裁をシステム上で行う電子決裁システム、職員の出退勤、時間外勤務の管理を行う庶務管理システムを導入し、業務の効率化により、職員を政策立案業務などに集中させ、市民サービスの向上につなげます。
- 企業版ふるさと納税(人材派遣型)を活用し、専門的な知識・ノウハウを有する人材を第一生命保険株式会社から受け入れ、庁内各部署での取組との連携を図るほか、これを契機とするまちの活性化の取組を加速させます。
- 2025年の大阪・関西万国博覧会を見据え、近畿経済産業局と県内初の連携協定を締結し、国とのネットワーク強化による着実な地方創生を推進します。
- 官民連携により、株式会社アシックス及びTOA株式会社と連携した子どもの交通事故を減らすための実証事業など官民連携による地域課題の解決をめざした取り組みを進めました。
- 民間事業者との協働により、ICTやデータを活用して、地域課題の解決に意欲的に取り組む自治体として、県からスマートシティモデル地区の認定を受けました。

柱2 地域の思いを形にするプロジェクト

- 地域の発展は、行政が行うべきこと、地域に担っていただくこと、そして力を合わせ協働で取り組むべきことの役割分担が何よりも大切です。住民自治本来の機運を醸成し、地域の特色に応じた発展を願い、市政懇談会を開催してきました。地域全体のことを考え、課題を洗い出し、整理し、市と一緒に解決を図っています。

【テーマ 4 社会情勢の変化について】

○デジタル技術の活用、業務改善を取り巻く変化

行政のデジタル化推進のため、令和3年7月に「自治体DX推進手順書」が提示され、9月にはデジタル庁が発足し、全国の自治体においてデジタル化の取組が開始されました。令和5年度からは、本格的に住民情報システムの標準化が始まると共に、窓口事務のデジタル化の取組が増え、フロントヤード改革として広まってきています。また生成AIの利活用による事務の効率化も始まりました。

○都市構造をめぐる変化

2045年には、市の人口は5万人を切ることが予測されており、今後、空き家の増加、市街地の低密度化など都市のスポンジ化が進むと予想されています。持続的に生活サービスを提供するため、都市構造を見直し一定エリアにおいて人口密度の維持に努める必要があります。

○土地利用を取り巻く変化

市街化調整区域では厳しい建築制限により、人口減少や産業の衰退が進み、地域活力の低下、地域コミュニティの維持が困難となるなど課題が生じています。今後、これらの課題解決に向けた取組を進める必要があります。

○少子高齢化社会でのまちづくりを取り巻く変化

わが国人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じており少子高齢化の進行により、今後加速度的に人口減少が進むと予想されています。高齢化に伴う高齢者の健康維持・向上する取組に加えて高齢者の活躍の場の創出や住み慣れたまちで住み続けられる環境が必要となってきます。

【テーマ 4 新たな視点、方針】

○デジタル技術の活用、業務改善について

文書管理・決裁システム・庶務管理システムの導入、今後生成AI等の新しいデジタル技術を積極的に活用することで行政事務の効率化を進め、職員は政策立案業務などに注力し、市民サービスの向上につなげます。また、ペーパーレス化などによりコスト削減も実現します。

電子申請やキャッシュレス化を進めると共に、マイナンバーカードの利活用を広め、オンライン手続き等により市民サービスの向上を図っていきます。

○持続可能な都市構造について

都市全体の構造を見直し、生活サービス施設や住居等がまとまって立地するよう土地利用の誘導を行い、将来において持続可能なまちづくりを進めます。

○土地利用について

市街化調整区域において、適正かつ柔軟な土地利用を図るため、市街化調整区域の土地利用計画の見直しに取り組みます。

○少子高齢化社会でのまちづくりについて

高齢者が健康維持・向上する取組に加えて、高齢者がこれまでの住み慣れた住環境で住み続けるため、ライフステージに応じて移り住む仕組みを構築する郊外型住宅団地の再生に取り組みます。そのために、まちの魅力を向上し、公民連携により整備を行うことで、郊外型住宅団地の課題である人口減少・高齢化・空き家等の課題解決に全国初のモデル化にチャレンジします。

【令和6年度目標値に対しての達成状況】比較実績値は太字部分

◎・・・目標を上回った

○・・・目標値を達成したまたは同程度だった。（概ね9割以上）

△・・・目標値に届かなかった。（達成率が概ね5割程度）

×・・・目標値を著しく下回った。または基準値より下がった。

-・・・実績値不明・その他理由で判定が不可能

指標・目標値

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年 実績値1	令和3年 実績値1	令和4年 実績値1	令和5年 実績値1	目標値1 （R6）	目標達成	目標値2 （R11）	
1	（1）結婚・出産・子育てを支えるまち	①出会いサポート・結婚支援	成婚組数（組/年）*1	9組	12組	8組	4組	6組	10組	×	10組	
1	（1）結婚・出産・子育てを支えるまち	①出会いサポート・結婚支援	UIJターン住宅取得支援事業補助金申請件数（件）*2 トカイナカ三木新生活応援事業補助金申請件数	31件	31件	52件	-（事業統合）	-	50件	◎	50件	指標変更 R11の目標値は 同数の50件
1	（1）結婚・出産・子育てを支えるまち	②出産支援	三木市で、今後も子育てをしたい方の割合（%）*1	95%	94.9%	92.8%	95.5%	94.7%	95%	○	97%	
1	（1）結婚・出産・子育てを支えるまち	③子育て総合支援ア	「保育や子育て支援」に対する満足度（%）*1	52.4%	—	—	—	52.2%	60%	△	70%	
1	（1）結婚・出産・子育てを支えるまち	③子育て総合支援イ	就学前教育・保育施設の入所保留児童数（人）*1	147人	208人	165人	148人	109人	0人	×	0人	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	①学校教育 ㊦（学力向上、ICT活用）	「ひようごがんばりタイム」実施校数（%）*1	42%	100%	100%	100%	100%	100%	◎	100%	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	①学校教育 ㊦（学力向上、ICT活用）	全国学力・学習状況調査の平均正答率（県比-%）*1	小-3% 中+2%	中止	小-3% 中±0%	小-6% 中-3%	小-5% 中-2%	小±0% 中+3%	×	小+5% 中+5%	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	①学校教育 ㊦（特別支援教育、グローバル教育）	全国学力・学習状況調査「外国人の人と友達になったり、外国のことをもっと知りたい」項目（%）*1	72%	中止	—	—	71%	80%	△	85%	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	㊦（人権教育、いじめ・不登校等対策）	全国学力・学習状況調査「自分には、よいところがある」項目（%）*1	78%	中止	76%	79%	79%	85%	△	95%	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	②青少年育成	青少年補導委員の定数（人）*1	152人	152人	155人	148人	144人	155人	—	155人	目標値変更 カウント方法 見直し
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	②青少年育成	人の目の垣根隊会員数（人）*1	751人	775人	758人	753人	375人	820人	—	830人	目標値変更 カウント方法 見直し
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	③生涯学習（公民館・図書館等）	「生涯学習」に対する満足度（%）*1	53.5%	—	—	—	52.8%	60%	△	65%	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	④文化・スポーツ	「文化や芸術に触れ合う機会」に対する満足度（%）*1	48.3%	—	—	—	46.3%	60%	×	80%	
1	（2）豊かな学びで未来を拓くまち	④文化・スポーツ	「スポーツ施設やスポーツ活動」に対する満足度*1	61.6%	—	—	—	58%	70%	×	80%	

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年実績値1	令和3年実績値1	令和4年実績値1	令和5年実績値1	目標値1（R6）	目標達成	目標値2（R11）	
1	(2) 豊かな学びで未来を拓くまち	⑤大学連携	若者から意見を聞く機会（回/年）*1	3回	3回	3回	2回	2回	4回	×	5回	
1	(2) 豊かな学びで未来を拓くまち	⑤大学連携	「災害に強いまちづくり」に対する満足度（%）*2	50%	—	—	—	57.3%	55%	◎	60%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	①健康・福祉	「健康診断や健康づくりへの支援」に対する満足度（%）*1	71.8%	—	—	—	73.3%	72.5%	◎	74%	目標値変更（上方修正）
1	(3) 安心して暮らせるまち	①健康・福祉	「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度*1	52.2%	—	—	—	52.8%	54%	△	56%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	②安全・安心	「消防・救急救助体制の整備」に対する満足度（%）*1	73.3%	—	—	—	74.3%	80%	△	85%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	②安全・安心	人の目の垣根隊会員数（人）*2	751人	775人	758人	753人	375人	820人	—	830人	目標値変更 カウント方法 見直し
1	(3) 安心して暮らせるまち	③社会保障	「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度*1	52.2%	—	—	—	52.8%	54%	△	56%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	③社会保障	「バリアフリー化の整備」に対する満足度*1	42%	—	—	—	42.4%	50%	△	60%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	③社会保障	「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度（%）*1	57.7%	—	—	—	55.7%	68%	△	75%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	③社会保障	「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度*1	45.7%	—	—	—	46.7%	60%	△	75%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	③社会保障	障がい者施設入所者数（人）*2	92人	90人	94人	89人	88人	85人	◎	78人	
1	(3) 安心して暮らせるまち	④人権	「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度（%）*1	57.7%	—	—	—	55.7%	68%	×	75%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	④人権	「バリアフリー化の整備」に対する満足度*1	42%	—	—	—	42.4%	50%	△	60%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	⑤男女共同参画	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的と考える人の割合（%）*1	46%	—	—	—	66.2%	55%	◎	60%	目標値修正（上方修正）
1	(3) 安心して暮らせるまち	⑤男女共同参画	「現在の日本社会は、家庭生活では男性と女性は平等である」と考える人の割合（%）*1	32%	—	—	—	21.1%	40%	×	45%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	⑥市民協働	「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度*1	45.7%	—	—	—	46.7%	60%	△	70%	
1	(3) 安心して暮らせるまち	⑥市民協働	「ボランティア活動などへの参加の機会」に対する満足度（%）*1	54.2%	—	—	—	55.2%	60%	△	70%	

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年 実績値1	令和3年 実績値1	令和4年 実績値1	令和5年 実績値1	目標値1 （R6）	目標達成	目標値2 （R11）
1	（3）安心して暮らせるまち	⑦生活困窮	「経済的困窮者やひとり親家庭への支援」に対する満足度（%）*1	43%	—	—	—	45.9%	55%	△	70%
1	（3）安心して暮らせるまち	⑧市民サービス	マイナンバーカード保有率（%）*1	15%	38.54%	50.63%	72.98%	74.79%	90%	△	95%
1	（3）安心して暮らせるまち	⑧市民サービス	「健全な行政運営の推進」に対する満足度*1	47.2%	—	—	—	51.7%	50%	◎	60%
1	（3）安心して暮らせるまち	⑨地域コミュニティ	「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度*1	45.7%	—	—	—	46.7%	60%	△	70%
1	（3）安心して暮らせるまち	⑨地域コミュニティ	「自治会などの地域活動」に対する満足度（%）*1	61%	—	—	—	58.3%	65%	×	70%
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境	防犯灯の総設置数*1	9,748基	9,948基	10,024基	10,085基	10,124基	10,700基	△	10,700基
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境	LED化率*1	73%	85%	86%	87%	88%	83%	◎	88%
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境	「河川、樹木などの自然環境の保全」に対する満足度*2	58.0%	—	—	—	61.1%	63.0%	○	68%
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境	高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業者の利用者数（ふれあい収集）*3	60人	100人	109人	122人	147人	90人	◎	200人
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	①環境	高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業者の利用者数（粗大収集）※年度内延べ件数*3	120件	130件	135件	146件	131件	170件	△	200件
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	②エネルギー	「自然エネルギーの有効活用」に対する満足度*1	47.8%	—	—	—	51.6%	55.0%	△	60%
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	②エネルギー	市の温室効果ガス排出量（t-CO2）*2 市の事務事業における温室効果ガス排出量	8,932	10019	10039	9,504	— （R6.12）	8,485	△	8,061
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	③利活用（循環型社会）	リサイクル率*1	15.4%	14.8%	14.0%	13.6%	— （R6.8）	16.5%	×	20%
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	③利活用（循環型社会）	「ごみの分別、リサイクル活動の推進」に対する満足度*2	79.0%	—	—	—	81.3%	82.0%	○	85%
2	（1）暮らしに必要な環境を整えるまち	④公共交通	公共交通をこれまでより1回でも多く利用する（年単位）*1	47%	—	—	41.6%	—	2017年の数値から増加	×	2024年の数値からの増加
2	（2）持続可能なまち	①共生社会	「国際交流の促進」に対する満足度*1	49.8%	—	—	—	52%	60.0%	△	75%
2	（2）持続可能なまち	①共生社会	「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度（%）*1	57.7%	—	—	—	55.7%	68%	△	75%
2	（2）持続可能なまち	①共生社会	「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度*1	45.7%	—	—	—	46.7%	60%	△	70%

名称変更

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年実績値1	令和3年実績値1	令和4年実績値1	令和5年実績値1	目標値1（R6）	目標達成	目標値2（R11）	
	2	（2）持続可能なまち ②広域連携	「広域行政の推進」に対する満足度*1	48.2%	—	—	—	48.4%	55.0%	△	60%	
	2	（2）持続可能なまち ③公共施設マネジメント	人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の総面積*1	32万㎡	32.5万㎡	32.5万㎡	32.3万㎡	32.2万㎡	31.4万㎡	×	30.4万㎡ 29.7万㎡	目標値修正 個別計画にて 変更済み
	2	（3）防災のまち ①防犯・防災	「消防・救急救助体制の整備」に対する満足度*1	73.3%	—	—	—	74.3%	80.0%	△	85%	
	2	（3）防災のまち ①防犯・防災	「災害に強いまちづくり」に対する満足度*1	50.0%	—	—	—	57.3%	60%	△	70%	
	2	（3）防災のまち ①防犯・防災	「犯罪の無いまちへの防犯対策」に対する満足度*1	56.4%	—	—	—	58.3%	60.0%	△	70%	
	2	（3）防災のまち ②住環境	「良好な住環境づくり」に対する満足度*1	56.4%	—	—	—	57.3%	62%	△	67%	
	2	（3）防災のまち ②住環境	耐震診断や耐震補強を行っている人の割合*1	31.4%	—	—	—	36.9%	40.0%	△	50%	
	2	（3）防災のまち ③都市基盤（安全・安心）	水道管路の耐震化延長（全長623km）*1	170km	188km	194km	198km	—（R6.6）	212km	△	242km	
	2	（3）防災のまち ③都市基盤（安全・安心）	マンホールの点検（23,374基）*2	0基	4,054基	8,394基	8,945基	8,945基	9,000基	○	180,000基	
	2	（3）防災のまち ③都市基盤（安全・安心）	下水道施設の改築*2	5,500m	300m	2,044m	2,722m	3,299m	8,900m	×	129,000m	
	2	（3）防災のまち ③都市基盤（安全・安心）	農業集落排水処理場の公共下水道への統合*2	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	4か所	△	4か所	
	2	（3）防災のまち ③都市基盤（安全・安心）	「災害に強いまちづくり」に対する満足度*1	50%	—	—	—	57.3%	60%	△	70%	
	2	（3）防災のまち ③都市基盤（安全・安心）	「道路の整備」に対する満足度*3	49.9%	—	—	—	49.6%	55%	×	60%	
	3	（1）地域資源で人を呼び込むまち ①観光・交流	市内観光施設利用者数*1	62.5万人	39.5万人	39.4万人	55.4万人	54.4万人	70.0万人	×	100万人	
	3	（1）地域資源で人を呼び込むまち ①観光・交流	「スポーツ施設やスポーツ活動」に対する満足度*1	61.6%	—	—	—	58%	70%	×	80%	
	3	（1）地域資源で人を呼び込むまち ②インバウンド戦略	個人旅行を含む三木市での外国人宿泊人数*1	902人	40人	—	—	534人	2,000人	×	4,000人	
	3	（1）地域資源で人を呼び込むまち ②インバウンド戦略	インバウンドへの参画事業者数（累計）*2	—	21社	30社	30社	32社	20社	◎	40社	
	3	（1）地域資源で人を呼び込むまち ③ふるさと納税	寄付額*1	258,404千円	496,309千円	614,007千円	938,386千円	841,206千円	400,000千円	◎	1,000,000千円 00500,000千円	目標値修正 （上方修正）

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年実績値1	令和3年実績値1	令和4年実績値1	令和5年実績値1	目標値1（R6）	目標達成	目標値2（R11）	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	①交流人口・関係人口	ゴルフ場利用者数（プレイヤー）*1	104.9万人	109.8万人	104.1万人	113.4万人	111.8万人	112.0万人	○	120万人	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	①交流人口・関係人口	ジュニアゴルフ大会の参加者数*1	23人	中止	21人	37人	39人	50人	×	100人	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	②ブランド化・シティプロモーション	市内観光施設利用者数*1	62.5万人	39.5万人	39.4万人	55.4万人	54.4万人	70.0万人	×	100万人	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	②ブランド化・シティプロモーション	三木金物ふれあい体験「満足度について」（生徒）*2	90%	99.5%	96.9%	99.8%	98.5%	95%	◎	98%	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	②ブランド化・シティプロモーション	三木金物ふれあい体験「満足度について」（保護者）*2	90%	中止	—	100%	98.6%	95%	◎	98%	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	②ブランド化・シティプロモーション	三木金物ふれあい体験「満足度について」（担任）*2	85%	100%	100%	100%	100.0%	90%	◎	95%	
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	③情報発信	ホームページ訪問者数*1 セッション数	71.2万回	97.7万回	98.7万回	66.6万回	61.5万回	120万回	×	130万回 187万人	指標変更
3	（2）地域の魅力を伝えるまち	③情報発信	「広報・広聴の充実、行政情報の公開など」に対する満足度*2	56.1%	—	—	—	57.3%	60%	△	65%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	①地場産業	金物製品出荷額*1	270億円	270億円	268億円	265億円	326億円	275億円	△	285億円 275億円	目標値修正 個別計画にて 変更済み
3	（3）地域の魅力を高めるまち	①地場産業	金物製品輸出額*2	46億円	50億円	60億円	57億円	48億円	49億円	◎	60億円 47億円	目標値修正 個別計画にて 変更済み
3	（3）地域の魅力を高めるまち	①地場産業	国内見本市出展支援回数*3	3回	1回	3回	3回	3回	3回	◎	4回	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	①地場産業	海外見本市出展支援回数*3	1回	0回	0回	3回	1回	1回	◎	2回	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	②産業振興	農業振興に対する重要度*1	79.7%	—	—	—	83.1%	80%	◎	80%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	②産業振興	ひょうご情報公園都市立地企業数*2	20社	20社	20社	20社	20社	22社	—	25社	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	②産業振興	中小企業サポートセンター 相談件数*2	1,652件	1,918件	1,724件	1,849件	1,743件	1,650件	◎	1,650件	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	②産業振興	事業所数（全産業）*2	3,261社	3,254社	3,187社	—	—	3,300社	×	3,300社 3,000社	目標値修正 個別計画にて 変更済み
3	（3）地域の魅力を高めるまち	③創業支援・事業承継	「中小企業の振興」に対する満足度*1	29.1%	—	—	—	33.3%	35%	△	50%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	③創業支援・事業承継	創業実現者数*2	15人	12人	10人	11人	15人	15人	×	15人 10人	目標値修正 個別計画にて 変更済み

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年実績値1	令和3年実績値1	令和4年実績値1	令和5年実績値1	目標値1（R6）	目標達成	目標値2（R11）	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	③創業支援・事業承継	事業承継計画の策定件数*2	0件	0件	1件	1件	0件	3件	×	3件	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	④歴史・文化遺産	「歴史資源や文化財の保護や活用」に対する満足度*1	51.7%	—	—	—	53.1%	60%	×	65%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	④歴史・文化遺産	歴史資料館入館者数*2	13,971人	8,725人	7,999人	14,405人	12,799人	15,000人	△	16,000人	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑤後継者育成	三木金物ふれあい体験「満足度について」（生徒）*1	90%	99.5%	96.9%	99.8%	98.5%	95%	◎	98%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑤後継者育成	三木金物ふれあい体験「満足度について」（保護者）*1	90%	中止	—	100%	98.6%	95%	◎	98%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑤後継者育成	三木金物ふれあい体験「満足度について」（担任）*1	85%	100%	100%	100%	100.0%	90%	◎	95%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑤後継者育成	金属製品製造業の事業所数（従業員4人以上の事業所数）*2	97事業所	85事業所	87事業所	84事業所	88事業所	98事業所	×	100事業所 81事業所	目標値修正 個別計画にて 変更済み
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑥利便性	「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度*1	52.2%	—	—	—	52.8%	54%	△	56%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑥利便性	運転免許自主返納者移動支援事業申請者数*2	869人	1727人	1923人	2083人	—	1,500人	◎	2,000人	指標削除
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑦景観・自然	「歴史資源や文化財の保護や活用」に対する満足度*1	51.7%	—	—	—	53.1%	60%	△	65%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑦景観・自然	「良好な住環境づくり」に対する満足度*1	56.4%	—	—	—	57.3%	62%	△	67%	
3	（3）地域の魅力を高めるまち	⑦景観・自然	「美しいまちなみや景観形成」に対する満足度*1	55.6%	—	—	—	59.3%	61.2%	△	66.7%	
4	（1）分野横断プロジェクト	①行財政運営	「市税などの収入確保による健全な財政運営」に対する満足度*1	42.1%	—	—	—	45.7%	50%	△	60%	
4	（1）分野横断プロジェクト	①行財政運営	「健全な行政運営の推進」に対する満足度*1	47.2%	—	—	—	51.7%	50%	◎	60%	
4	（1）分野横断プロジェクト	①行財政運営	将来負担比率*2	41.5%	39.6%	35.3%	26.8%	— (R6.8)	41.5%	◎	41.5%	
4	（1）分野横断プロジェクト	①行財政運営	経常収支比率*2	92.0%	94.7%	87.6%	93.3%	— (R6.8)	92.0%	×	92%	
4	（1）分野横断プロジェクト	②業務改善	自治体クラウドの導入*1	単独クラウド	自治体クラウド(5団体)	自治体クラウド(6団体)	自治体クラウド(7団体)	自治体クラウド(7団体)	自治体クラウド(3団体)	◎	自治体クラウド(6団体)	指標削除

テーマ	柱	枠組み（施策）	指標目標値1	基準値1	令和2年 実績値1	令和3年 実績値1	令和4年 実績値1	令和5年 実績値1	目標値1 （R6）	目標達成	目標値2 （R11）
4	(1)分野横断プロジェクト	②業務改善	マイナンバーカード交付率（％）*1	15%	38.54%	50.63%	72.98%	74.79%	90%	△	95%
4	(1)分野横断プロジェクト	③人材育成	「健全な行政運営の推進」に対する満足度*1	47.2%	—	—	—	51.7%	50%	◎	60%
4	(1)分野横断プロジェクト	④都市整備	「バリアフリー化の整備」に対する満足度*1	42.0%	—	—	—	42.4%	50%	△	60%
4	(1)分野横断プロジェクト	④都市整備	「道路の整備」に対する満足度*1	56.4%	—	—	—	57.3%	55%	△	60%
4	(1)分野横断プロジェクト	④都市整備	「良好な住環境づくり」に対する満足度*1	56.4%	—	—	—	57.3%	62%	△	67%
4	(1)分野横断プロジェクト	④都市整備	「公園、緑地などの整備」に対する満足度*1	58.4%	—	—	—	59%	61.0%	△	65%
4	(1)分野横断プロジェクト	④都市整備	「電車やバスなど交通機関の利便性」に対する満足度*1	25.4%	—	—	—	27.3%	27.9%	○	30.5%
4	(1)分野横断プロジェクト	④都市整備	「高齢者福祉施設の整備や施策」に対する満足度*1	52.2%	—	—	—	52.8%	54%	△	56%
4	(1)分野横断プロジェクト	⑤生涯活躍	「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度*1	45.7%	—	—	—	46.7%	60%	△	70%
4	(2)地域の思いを形にするプロジェクト	①地域の思いを形にするプロジェクト	三木市は住みやすいと思う人*1	56.6%	—	—	—	50.8%	58%	×	60%
4	(2)地域の思いを形にするプロジェクト	①地域の思いを形にするプロジェクト	三木市に愛着を持っている人*1	71.4%	—	—	—	67.4%	75%	×	80%
4	(2)地域の思いを形にするプロジェクト	①地域の思いを形にするプロジェクト	三木市に住み続けたいと思っている人*1	74.6%	—	—	—	76.1%	76%	△	78%

○三木市総合計画策定審議会条例

昭和62年12月24日
条例第23号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、三木市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 行政委員会の委員
 - (2) 各種団体の推薦する者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) その他市長が適当と認める者
- (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三木市総合振興計画審議会条例の廃止)

2 三木市総合振興計画審議会条例(昭和47年三木市条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成13年3月29日条例第12号)

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。